

# 米租税条約の研究

——租税条約と国内法の関連——

矢内好

(税務大学校  
研究部教育官)

はじめに

## 第一章 米国内法と租税条約の関連

### 一、問題点の分析

### 二、米国税条約の概要

#### (1) 米国の租税条約

#### (2) 米国における租税条約の制定過程

### 三、内国歳入法

## 四、租税条約と米国内法

#### (1) 後法優先原則

#### (2) 内国歳入法の租税条約優先規定

#### (2) 一九八六年までに国内法が租税条約に優先した事例

事例

#### (4) 国内法優先の原因

## 五、日本における租税条約の機能

#### (1) 法律に対する優先性

#### (2) 租税法律主義

## 六、日米間における租税条約適用の相違

#### (1) 両国の相違

#### (2) プリザベーション・クローズの機能

## 第二章 米国税条約の背景

### 一、トリティイション・ショッピング

#### (1) オランダ領アンティールの税制

#### (2) 米国のトリティイション・ショッピング対策

### 二、トリティイション・ショッピング規制のための諸施策

#### (1) 米国議会の動向

#### (2) 租税条約の改正

#### (2) 内国歳入法の改正等

### 三、配当所得に対する二重課税の調整

#### (1) 概論

#### (2) 内国歳入法における取扱い

#### (2) 租税条約の配当条項

## 第三章 外国人不動産投資税法等

### 一、特徴及び内容

#### (1) FIRPTA制定前の米国における外国投資家

の譲渡収益課税

(2) FIRPTA制定

二、租税条約との関連

(1) FIRPTAの規定

(2) 租税条約における規定

三、対カナダ租税条約

#### 第四章 支店利益税

一、一九八五年以前の利子、配当に係る第二次源泉徴

収義務

(1) 国内歳入法における米国非居住者の利子、配当

課税

(2) 第二次源泉税の問題点

二、一九八六年税制改革による改正点

(1) 改正の経緯

(2) 支店利益税の創設

三、支店利益税と租税条約の関連

(1) 対トリテイーンショッピング対策

(2) 米国税条約における規定

(3) TCAにおける租税条約関連条項

第五章 今後の展開



## はじめに

租税条約とは国際間の二重課税を回避するために、複数の国が自国の税制の規定にかかわらず、相互主義に基づいて国際間の人的、経済的交流を促進するために合意した条約である。特に最近では国際間の経済、文化交流が盛んになるにつれて、租税条約は益々その存在価値を増しているといえる。まして国際的経済活動において租税はその活動を決定する重要な一要素となるため、租税条約は海外投資等の際に検討すべき必須項目であり、また国際課税の重要な分野でもある。

現在、日本と最も緊密な経済関係にある米国は、レーガン政権になって以来相当に大幅な税制改正を行っている。米国の税制改正は単に米国企業が影響を受けるだけでなく、米国に投資をしている世界各国の企業にとっても重要な問題である。米国が国際課税の分野で最も関心をもっているのは、米国で事業を行い或は投資活動を行いながら米国の租税を回避しようとする者が多いことである。そのため、米国は国内では税法の整備、国際的には租税回避を防止する条項を持つ租税条約の締結に努力をしている。しかし、米国が外国からの投資に対する米国の課税の抜け道をふさぎ、国内法の整備が進展するにつれて、米国内法と既存の租税条約の間に競合する状況が生じている。具体的には、一九八〇年の「外国人不動産投資法」、一九八六年の税制改革における「支店利益税」がその例である。米国はこれらの法律において、米国の税法が租税条約に抵触する場合、米国内法が優先して適用されることを規定している。本来租税条約は国家間の合意に基づくものであるため、米国の国内の事情により一方的に租税条約の規定を無効にすることは条約相手国との国際信義に反することになる。米国は一九七〇年代までは条約優先という原則を遵守し

ていたが、一九八〇年代に入って国内法の規定をきめ細かくするにつれて、租税条約に抵触する結果となった。その原因の一つとして、米国の法体系が条約と法律を同等とみて後法優先原則を採用していることも挙げられるが、やはり第一は米国への海外からの投資が増加したことである。今後、租税条約に違反する米国を一方的に非難すること問題は根本から解決するのであるか。

本論は、今後、経済取引の一層の増加について頻発することが予想されるこの種の問題について、米国の租税条約の基礎的な分野の解明を目指したものである。

第一章では米国の法制度等を中心に、米国内法と租税条約の関連を検討する。第二章は米国の租税条約の背景として租税条約に影響を与えているトリティーンショッピングと一九八六年税制改革で導入された支店利益税の理論的基盤となっていると思われる配当所得に対する二重課税の問題に触れる。第三章、第四章は租税条約が国内法に優先する事例をあげ、その内容と米国が世界各国とこの問題についてどのような租税条約を締結しているかを見ることが出来る。いずれも出来る限り米国側に視点を置き考えることで、米国の租税条約と米国内法の関連を考察することにする。

## 第一章 米国内法と租税条約の関連

### 一、問題点の分析

一般に租税条約の目的は国際間（特に二国間）における二重課税の排除であり、また、場合によっては脱税の防止

をもその目的に加えることもある（日米租税条約がこれに該当する）。例えば、外国法人の居住地国と米国との間に租税条約が締結され、当該外国法人が米国において事業を行い、所得が発生した場合、米国非居住者である当該外国法人が米国に恒久的施設を保有することを要件として米国に課税権が認められる。その趣旨は所得の源泉地国（この場合は米国）の課税を制限することで二国間の二重課税の防止に努めるとともに、二国間の資本及び人的交流を促進する意義を持っている。

米国は一九八六年税制改革法において支店利益税 (Branch profits tax) の条項を新たに設け、外国法人の米国支店の税引後の一定要件の所得及び米国支店の負担する利子について課税することを決定した。この法改正により外国法人の居住地国と米国との間に締結されている租税条約と支店利益税の規定がそれぞれの租税条約の規定いかんで競合する可能性が生じた。米国は支店利益税に関して租税条約と国内法が競合する場合、米国内法が租税条約に優先して適用されることを定めている。<sup>(1)</sup>

このような米国側の動向に対して、日本における反応は次のコメントに要約されていると言えよう。<sup>(2)</sup>

「租税条約はお互いの国が相互主義の原則に基づき相手国の企業に対して自国マーケットにおいて平等な課税を行うとともに、両国間で生じる二重課税を回避するためのものである。（中略）今回の法案にあるように、租税条約の規定如何に拘わらず、それを一方的に override して新たな税を課すことは、租税条約が有する経済的效果を減殺させるだけでなく、国家間の信義則にも反することになる。」

このコメントにあるように、日本における租税条約に対する理解は、租税条約が国家間の合意であり自国の都合で国内法により一方的にこれを変更することを国家間の信義則に反すると考え、あくまでも租税条約を遵守する立場で

ある。

しかしながら、米国が租税条約の規定にかかわらず国内法を優先させたのは今回の税制改革における支店利益税が初めてではなく、既に一九八〇年に成立した「外国人不動産投資税法(FIRPTA)」にその先例がある。

本章では、米国が何故、国際間に定着している租税条約優先という考えかたに反してまで国内法を優先させるのかという点についての問題を中心にして、米国及び日本の租税条約の制定過程等を比較することで、米国において租税条約の置かれている現状を分析する。

## 二、米国租税条約の概要

### (1) 米国租税条約の現状

#### イ 米国における租税条約の歴史<sup>(3)</sup>

米国が締結した初めての租税条約は一九三二年の対フランス租税条約である。この租税条約を締結した米国の目的はパリを中心に活動する米国企業の租税軽減であったとされている。その後に対スエーデン租税条約、対カナダ租税条約が締結された。この時期の租税条約の特徴は、セービング・クローズ原則を確立したと執行上の協力、情報交換に重点を置いたことである。第二次大戦後、対英国租税条約が締結され、この条約では投資所得条項の整備が図られるとともに広範な情報交換及び執行共助体制が盛り込まれ、この米英租税条約はその後米国が締結した租税条約のモデル条約としての機能を果たしたといわれている。一九七〇年以降は米国は発展途上国との間に租税条約を締結し、一九八〇年代に入ると一九八一年USモデルに準拠した租税条約(対ハンガリー租税条約等)を締結している。



ロ、米国が締結している租税条約

米国が締結している租税条約には二つの種類がある。一般的には所得に対する租税に関する租税条約を単に租税条約というが、他に遺産、相続、贈与に関する租税条約（以下「相続税租税条約」という。）もある。本稿では特に断りのないかぎり所得に対する租税に関する租税条約を租税条約という。<sup>(4)</sup>

(イ) 一九八五年一月一日現在で公布されている米国の租税条約

条約を締結した国の数で三四ヶ国。条約数で三五である。条約数が一つ多いのは対カナダ租税条約の旧条約が終了となっていないため、米国とカナダ間にこの時点で二つの租税条約が有効であるためである。

(ロ) 一九八五年七月一日現在批准済未公布の租税条約

アルゼンチン、バングラディッシュ、イスラエルとの租税条約及びフランス租税条約の議定書がある。

(ハ) 一九八五年七月一日現在署名済未批准の租税条約

バルバドス、中国、キプロス新条約、デンマーク新条約、イタリア新条約、スリランカ、チュニジアの諸条約である。

(ニ) 相続税租税条約

相続税租税条約の締結した数は一六、うち贈与税の規定を含むものは八である。

(ホ) 租税条約以外の条約

租税条約以外で米国が締結した条約で租税に関するものは、国際運輸所得の二重課税を回避するための交換公文、ベルギー、カナダ、西独、イタリア、ノルウェー、スイスと締結している公的年金通算条約 (Social security

totalization agreements) がある。またその他に内国民待遇を規定した通商条約もある。

ハ、米国税務条約の適用地域の拡大

米国が締結した租税条約はプエルトルコ、米国領バージン諸島、グアム等の属領に適用となる租税条約はない。逆に、次に掲げる租税条約は海外属領等へその適用地域を拡大している。しかし対アンティール租税条約を除きいずれも一九八四年一月一日で終了している。

(イ) ベルギー

対ベルギー租税条約は一九七〇年に新条約が署名されたが、その適用地域はベルギー本国のみである。一九四八年に署名された旧条約は一九五七年にアフリカのブランデ、ルワンダ、ザイルへの適用地域拡大が規定され、一九八四年一月一日の終了まで前記三カ国に旧条約が適用された。

(ロ) オランダ

対オランダ租税条約は一九五五年に適用地域がオランダ領アンティールまで拡大され、米国は一九六三年にアンティールのみを対象とする議定書により条約改正しているため、以後対アンティール租税条約は対オランダ租税条約とは別の独立した租税条約として取り扱われている。

(ハ) 英国

対英国租税条約は一九五八年に適用地域が拡大され約二〇の英国海外属領等に適用されるようになった。対英国租税条約は一九七五年に改訂され新条約の適用は英国のみに限定されているが、海外属領への旧条約の適用は継続されたが一九八四年一月一日でこれも終了している。

(2) 米国における租税条約の制定過程等<sup>(6)</sup>

イ、条約制定過程

(イ) 全権団

租税条約の交渉は財務省の国際業務室 (the Office of International Tax Affairs) が中心となり、内国歳入庁及び国務省のスタッフの協力を得て交渉にあたる。

(ロ) モデル租税条約

租税条約の草案作成には財務省が作成した米国モデル租税条約及びOECDモデル租税条約が参考にされる。

(ハ) 財務省の意見聴取

財務省は租税条約交渉の開始または現行の租税条約の改訂をする旨を公表する。これは租税条約に利害関係のある者に提言の機会を与えるためである。さらに、交渉途中で条約の基本的部分に変更があるときは公開の会議を開催し、利害関係者の意見を聴取している。

(ニ) 租税条約の署名等

条約草案が合意をみたときは全権団により署名される。この署名は拘束力のあるものではなく、両国の全権団が合意したことを意味するものである。草案署名後の内容変更も可能である。草案の公式な翻訳が完成し、国務省による承認が済み次第国務長官により署名され、財務省は租税条約の内容を公開する。

(ホ) 上院における審議

租税条約は議会の承認を受けるため上院外交委員会に送られる。同委員会は公聴会を開催し、委員会討議を行

い、承認または修正、留保等の勧告を付して上院本會議に上程される。条約批准のためには上院の三分の二の賛成が必要である。上院議員は委員会の決議事項について本會議における討議の後、修正、保留等を提案することも可能である。修正等の場合も三分の二の多数が必要である。

(ㄥ) 批准

租税条約が上院で留保、修正を付されずに承認された場合、大統領は外国政府と批准書を交換する。

(ㄷ) 上院の留保による再交渉

上院の承認に留保及び修正が付された場合、外国政府が批准する前に条約の該当部分について再交渉しなければならない。再交渉が難しい場合には議定書の形式をとる。議定書の場合も上院における議決は三分の二の賛成が必要である。

ロ、租税条約の解釈<sup>(?)</sup>

租税条約の解釈をする場合の資料の主なものとしては次に掲げるものがある。なおその他に個別事例についてリング等がある。

(イ) 交換公文

条約締結時に特定の条項の理解のために外交的文書を交換する。通常これらは上院へ条約とともに送られる。

(ロ) 上院外交委員会

公聴会委員会の委員は財務省に条約の解釈について質問し、その内容は公聴会の記録に掲載される。

(ハ) 上院外交委員会報告書

同委員会は条約、議定書毎にこれを公表する。

(二) 財務省による説明 (Technical explanation)

財務省は上院外交委員会に条文毎に解説した詳細な説明書を提出する。

三、内国歳入法

一九三九年までは毎年の歳入法に税法が規定されていたが、混乱と不便さがあるため一九三九年に總ての連邦税を条文化し、独立した法典とした。その後、一九五四年に大改正が行われ、一九八六年税制改革法が成立するまでは一九五四年法にその後の改正が組み込まれる形をとっていた。

内国歳入法の立法は下院の歳入委員会に始まる。歳入委員会で承認されたのち下院本会議に送られ採決される。その後上院の財政委員会に送られ同委員会の承認後上院の本会議で採決される。上院、下院で内容に相違がなければ大統領に送られて、署名されて法律となる。両院の採決された法案に相違があるときは、上下院合同委員会において協議され、合意案が下院及び上院本会議で採決される。

四、租税条約と米国内法

租税条約と米国内法が競合する場合、国内法が優先適用となるケースが増加していることについて、米国内にくつつかの意見がある。後述するように米国の憲法等の規定により後法である国内法が条約に優先するのは当然であるとするもの。租税条約に規定される内容が拡大したために国内法の整合性(例えば、外国法人等の課税と内国法人等

の課税の衡平を図る。)を保持すると競合してしまふという説。また逆に米國が租税条約の定めを国内法で改訂してしまふようなことは國際信義に反するとともに、条約相手國の報復の可能性を指摘するものといろいろであるが、やはり最初に考えなければならぬのは世界經濟における米國の占める位置であらう。米國の經濟は世界の中心的存在であり、米國に対する投資が巨額であることである。このことは、米國と租税条約を締結することで条約相手國の居住者が米國における租税の減免を受けていること。即ち、米國が租税条約により自國の租税を減免する金額が条約相手國が米國居住者に対して与えている租税の減免よりも大きいということが言える。換言すれば、ネットベースで考へると、米國は租税上の恩典を与える國であり、他の諸國は米國から恩典を受ける國である。したがって外國諸國は米國に対して報復すべき對抗措置を取りにくいと言へるのではないだらうか。

また、別の観点から見ると、米國が一九三二年にフランスと租税条約を締結したときには米國は資本輸出國であつたため、当該租税条約の目的は米國企業等のフランスの課税を軽減することにあつた。その後一九六〇年代以降、米國企業が多國籍化するにつれて米國は資本輸入國に転化し、租税条約を取り巻く環境が變化したとも言えよう。即ち、当初は米國居住者に恩典を与えるために機能した租税条約が、次第に米國に投資する外國投資家に恩典を与えるほうに比重を變えてきたといえるのではないだらうか。

ここでは何故米國では国内法が租税条約に優先する状況が生ずるのかその仕組みについて検討する。

#### (1) 後法優先原則

米國憲法第六條二節によれば、米國において立法された法律は條約と同等の地位にあり、より新しい方が優先適用される。ただし、米國內法が租税条約に優先する場合、当該国内法に租税条約の規定を無効とする旨を表明する

か、または、立法の過程で明確にしなければならぬ<sup>(10)</sup>。したがって、租税条約において規定された租税の減免を受けるべき所得を後法である内国歳入法が課税するを規定しても有効となる。一方我が国の場合、憲法第九八条二項に、条約は誠実に遵守されなければならないと定めている。この条約遵守の趣旨は、条約が憲法には優先しないが法律には優先すると解されているため<sup>(11)</sup>、条約に抵触する国内法を立法することは条約遵守に反することになるため、日本においては憲法上の制約から米国のように国内法が条約に優先するということは難しい。

## (2) 内国歳入法の租税条約優先規定

内国歳入法第八九四条(a)は個人及び法人等への所得税の適用において、租税条約上免除されるという定めがあるときは、当該所得は課税所得に含まれず米国における課税を免除されると規定している。この条項は確認的に租税条約上免除とされる所得を内国歳入法において課税しないことを規定したものと見えよう。

内国歳入法第七八五二条(d)は現行の内国歳入法が成立した時点で有効である租税条約について、租税条約が現行法に優先することを規定している。一九八六年税制改革法成立前、内国歳入法は一九五四年内国歳入法の名称であったため、一九五四年法の成立した一九五四年八月一日に有効であった租税条約は一九五四年法に優先適用すると解された。<sup>(12)</sup>一九八六年税制改革法は第七八五二条(d)を改正せず、同法により内国歳入法の名称が一九五四年内国歳入法から一九八六年内国歳入法に変更されたことにより、第七八五二条(d)に規定する成立日が従前の一九五四年八月一日から一九八六年一〇月二日に読み替えられることになる。この変更があると、一九八〇年に成立した「外国人不動産投資税法」が租税条約に優先するという同法の規定は第七八五二条(d)により無効となる。この問題を解消するため、一九八六年税制改革法の技術的補正法案 (Technical Corrections Act of 1987) において、第七八五二条(d)に規

定する本法の成立日を一九五四年八月一日と条文に明記することで前述の矛盾点の解消に配慮している。

(3) 一九八六年までに国内法が租税条約に優先した事例<sup>(13)</sup>

イ、一九六二年歳入法は対ギリシヤ相続税租税条約の規定と競合する部分もあったが、対ギリシヤ条約を改訂することでこの問題は解消した。

ロ、一九八〇年に成立した外国人不動産投資税法は、一九八四年以降租税条約に優先して適用される(同法については第三章参照)。

(4) 国内法優先の原因

イ、米国の法制度等

米国における条約の締結権限は行政府にあり、大統領が批准するためには上院の三分の二の賛成が必要である。下院は、法令上歳入に影響する条約の締結には承認を与えるとなっているが、<sup>(14)</sup>実際は上院のみの審議である。一方、内国歳入法は下院の歳入委員会から始まり、下院、上院の審議を経て大統領の署名により法律となる。また、憲法の規定により(第七条一節)、歳入に関する法律は下院から審議を開始されるとされているため、租税条約には内国歳入法に規定する以上の租税を課する機能はないとされている。換言すれば、租税条約による新たな増税は憲法に抵触するといえる。<sup>(15)</sup>このように、下院は増税の立法には携われても租税条約を批准する立場にないという立法過程の権限の介離が一つの原因と考えられる。

ロ、トリティーションシップ等

内国歳入法の近年における複雑化と頻繁な改正が原因で租税条約との競合が生じているとも言える。特に、内国歳



入法の国際課税の規定が複雑化している背景には、米国における租税回避が盛んに行われ、かつ、研究されるため、税の抜け道をふさぐための整備をすればするほど内国歳入法の規定は複雑になっている。その典型的な例がトリティーンショッピングである。第三国の居住者が米国に投資をする場合、米国と租税条約を締結し、かつ、租税負担の軽い国（例えばアンティール）に法人等を設立して間接的に米国へ投資することで米国の租税の軽減または回避をするケースが頻発した。

また、内国法人と外国法人の課税の衡平に固執するあまり、国際課税上一般的ではない課税方法（支店利益への追加課税、配当、利子の追いつけ課税）を設けた。この立法の背景として考えられることは、米国税法の古典的ともいわれている配当所得への二重課税の考えかたである。米国はEC諸国で導入されているインビュテーション制度については積極的ではなく、<sup>(16)</sup>法人所得に対する法人所得税課税と株主に対する個人所得税課税を行う原則を崩していないこともこの原因であろう。そのために国際的な合意により作成されたOECDモデル租税条約タイプの租税条約と競合する結果となっている。

ハ、その他

米国議会の税制関係のスタッフは租税条約の規定が複雑化、拡大化したために国内政策事項まで租税条約が規定するようになったため競合が起こると分析している。<sup>(17)</sup>しかしながら、現在までの推移をみると、米国が国際課税の分野における租税回避を防止するために内国歳入法等を複雑化、拡大化したため、当初の立法の趣旨が租税回避防止のための立法であったものが、当初想定していなかった者（租税回避をしていない者）の課税にまで波及効果をあたえることになっていると考えるのが妥当であろう。

## (5) 米国における租税条約の国内法的効力 (self-executing)

米国は憲法の規定により、大統領が条約締結権限を有し、上院の三分の二の賛成を得て批准することができる。批准された条約は憲法第六条の規定により連邦法と同等の国内的効力を認められる。したがって英国のように条約が国内法として有効な旨を個別に立法することで法律としての効力を持つという場合とは異なっている。<sup>(18)</sup> 日本も租税条約を補足するために「租税条約実施特例法」を定めているが、この法律は租税条約の我が国への適用を明確にするためのものであり、<sup>(19)</sup> 基本的には、米国と同様に批准後の条約は特別に国内法による立法を必要とせず国内法的効力を有することになる。

## 五、日本における租税条約の機能

## (1) 法律に対する優先性

日本においては憲法第九八条二項に条約遵守を定めているため、条約は憲法を除く法律に優先すると解されている。<sup>(20)</sup> そのために日本においては条約に抵触する法律を立法することはできないとされている。

## (2) 租税法律主義

憲法第八四条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」という、いわゆる租税法律主義を定めている。租税条約もまた本条に抵触することなく、租税を課し又は現行の租税を変更することが認められると解されている。<sup>(21)</sup> この場合、租税条約が国内法に優先することは既に述べたが、租税条約の目的である二重課税の排除のために所得源泉地国における課税を制限するために、国内法が租税

条約よりも有利な場合、納税者は国内法を選択することが認められる。ただし、租税条約の機能の第一は、条約締結国間における課税権の配分であり、租税条約を締結したことにより所得源泉規定が変更になり、租税条約締結前よりも租税負担が増加しても租税条約が適用される。我が国の税法では所得源泉規定を明確にするために、所得税法（第一六二条）、法人税法（第一三九条）に確認的規定を置いている。<sup>(2)</sup>

## 六、日米間における租税条約適用の相違

### (1) 両国の相違点

租税条約の地位及び機能について日米間で相違する点は、第一に、米国においては条約と法律が同位であり後法優先原則が作用するために、法律により既存の租税条約の規定の一部を無効とすることが可能である。日本は条約が法律に優先するために、法律が条約に優先適用となることはない。第二は、米国では租税条約が下院において審議されないために、憲法の規定により租税条約が国内法の規定以上に租税条約による創設的課税を行うことができず、もっぱら租税の減免においてのみ機能する。<sup>(3)</sup> 日本の場合には租税条約は憲法の規定により国内法と同様にあらたに租税を課し、又は現行の租税を変更することが可能である。

### (2) プリザベーション・クローズの機能

プリザベーション・クローズは租税条約が源泉地国の租税負担を軽減することを目的としているため、国内法又は両国間の協定が租税条約よりも納税者に有利な場合はこれらが租税条約に優先して適用されることを定めたもので、すべての租税条約に共通する一般原則であり、日米租税条約第四条二項にも規定が置かれている。

このプリザベーション・クローズと租税条約の源泉規定との関連性についていくつかの見解がある。

第一は、租税条約の第一の目的は二重課税を排除するために自国の課税できる範囲を源泉規定により分けることである。その上で各種所得について、租税条約による課税よりも国内法上の課税に減免の措置があるときは国内法が適用され、ここにプリザベーション・クローズが働くとするものである。小松教授はこの点について次のように述べている。

「租税条約上の源泉地条項は、相手国企業に対しなんらかの課税上のしん酌するものではなく、相手国との協商の結果、課税権を相互に配分すべき共通の基準としてソース・ルールを案出するというのが目的であって（中略）プレザベーション・クローズを掲げて前述した所得源泉地の置換え（調整）を否定することはできない」。

これに対し、米国税務省は次の様な意見を述べている。

「プリザベーション・クローズは租税条約が納税者の米国におこる租税負担を増大させることはできないと規定しているため、納税者は米国の課税所得算定上、また、米国民、米国居住者の場合は外国税額控除の計算上、条約と内国歳入法のより有利な方を使用することができる。（中略）既に述べたように、米国の納税義務者は条約と内国歳入法の源泉規定のいずれかを選択することができるが、各所得毎にいずれかを選択してより有利にするという条約と内国歳入法の併用をすることはできない」。

この米国税務省の意見は憲法の制約により、米国において租税条約が租税の減免のみに機能するということを述べている。換言すれば、所得の源泉規定に関しては、租税条約に規定する米国源泉所得の範囲が内国歳入法に定める米国源泉所得の範囲よりも広い場合、米国は内国歳入法に定める米国源泉所得のみを課税すると解することができる。

日本の場合は米国とは異なり憲法上の制約がないために、租税条約が国内法に優先し、かつ、国内法と同様に機能するといえる。したがって、租税条約に定める源泉規定が国内法より広義になり、納税者が租税条約締結により不利になる場合であっても租税条約通り課税することができぬ。

- (1) Cf. Congressional Record-Senate: 「Technical Corrections Act of 1987」 S-7964
- (2) 「Technical Corrections Act of 1987」に対する全銀協コメント(要旨) (『国際税務』 Vol. 7 No. 8 1987. 8)
- (3) 大蔵省主税局国際租税課「米国の租税条約ポリシーについて」九九〜一〇二頁(昭和五六年)
- (4) Cf. R. T. Rhoades & M. J. Langer: *Income Taxation of Foreign Related Transactions* Vol. 3 P. 16-31~35 (Matthew Bender)
- (5) Rhoades & Langer: *ibid.* 16-3~4
- (6) Cf. Joint Committee Print: *Tax Treaties* (1979. 5. 21)
- (7) Rhoades & Langer: *op. cit.*, 9-21~25
- (8) Cf. Joint Committee Print: *Tax Reform Proposals* P. 141~147 (1985. 7. 18)
- (9) Cf. E. A. Owens: *International Aspects of U. S. Income Taxation* Vol. 3 P. 48 (Harvard Law School 1980)
- (10) *ibid.*, P. 49
- (11) 高野雄一「憲法と条約」二〇〇頁、二二二頁参照(東京大学出版会)
- (12) 一九六二年歳入法上院案において、同法と租税条約が抵触する場合同法が優先することを規定するために、第七八五二条(㊹)の同法への適用はないとしたが、両院協議会において、財務省が同法に抵触する租税条約として対ギリシャ相統税租税条約のみであり、早々に改正されることを指摘したために同法の国内法優先条項は抹消された。
- (13) Cf. Joint Committee Print (1985. 7. 18): *op. cit.*, P. 142
- (14) Cf. Constitution, Jefferson's Manual and Rules of the House of Representatives §597 (98th Cong., 2nd Sess., House Doc. 98-277 1985)

- (15) Cf. Owens: *cit.*, P49
  - (16) 小松芳明「各国の租税制度」二六頁参照（財經詳報社）
  - (17) Cf. Joint Committee Print (1985, 7, 18): *cit.*, P144
  - (18) 一例として、英国の一九七〇年所得、法人税法第四九七条に外国税額控除において租税条約が有効である旨の規定がある。<sup>19)</sup>
  - (19) 小松芳明「新版租税条約の研究」一六四頁参照（有斐閣）
  - (20) 橋本公直「条約の国内法的効力」六七頁参照（ジュリスト No. 300 一九六四）
  - (21) 岩沢雄司「条約の国内適用可能性」八五頁参照（有斐閣）
  - 田中二郎「租税法」七五頁（有斐閣）
  - (22) 吉田哲郎「国際的側面に関する所得税法の改正」五五頁参照（税務弘報 vol.10 No.1 一九六一）
  - (23) Edwards v Carter (580 F. 2d 1058, 1978)
  - (24) 小松芳明「法人税法における国際課税の側面について」二〇〇頁参照（『現代企業課税論』東洋経済新報社 所収）
  - (25) Cf. Treasury Department's Technical Explanation of U. S. Income Tax Treaty Sec. 6
- なお、米國が締結した租税条約でブリザメーション・クローズがあるものとしては、対フランス租税条約第三二条三項、対韓国租税条約第四条第二項、対トリニダード・トバゴ租税条約第三条二項、対ノルウェー租税条約第二二条二項、対フィンランド租税条約第四条一項がある。

## 第二章 米國租税条約の背景

本章では、米國租税条約の背景として、トリテイション・ショッピングと配当所得に対する二重課税の調整の二つの事項について検討する。

トリテイーショップピングは米国が租税条約を締結する際に、常に考慮されている大きな問題であり、一九七〇年代以降、米国が締結した租税条約には何らかの形でこの点に配慮が払われている。また、本論の構成上、以下の第三章、第四章に関連する事項であるため、ここで総括的に概略を記すこととする。

次に、配当所得に対する二重課税の調整については、米国税法が伝統的にこの二重課税を積極的に排除するという施策を採っていないため、既にインビュテーション制度を導入している英国、フランス等との租税条約では米国居住者の受取配当について特に規定を置くとともに、国内法上も、一九八六年税制改革で創設された支店利益税の背景にこの考え方が影響しているものと思われることから、ここにおいて検討する。

## 一、トリテイーショップピング (Treaty Shopping)

トリテイーショップピングとは、租税条約締結国以外の第三国の居住者が利用を意図している条約の一方の締約国にトンネル会社を設立して当該租税条約を利用して行う租税回避行為をいう。<sup>(1)</sup>

本章では、トリテイーショップピングに関連することが多いオランダ領アンティールにおける税制、アンティールの締結した租税条約、特に対米国租税条約について触れ、続いて、トリテイーショップピングを規制する施策として米国において行われた各種の対策について検討する。

### (1) オランダ領アンティール(以下「アンティール」という。)の税制

アンティールはカリブ海に浮かぶ六つの島から構成されたオランダ王国の自治領である。その中心はキュラソー島にある首都ウィレムスタットであり、米国本土、ヨーロッパ諸国との交通(空路)及び通信網が整備されている。<sup>(2)</sup>

のアンティールが国際課税注目される理由は、アンティール税法により特定の形態の企業に対して課税上の優遇措置を講じていることと、タックスヘイブン国ではめざらしく、租税条約（特に米国と）を締結しているため、国際課税上租税回避の手段としてアンティールに法人等を設立して米国へ投資したり、また、米国法人がアンティール法人を利用してユーロ債を起債することが行われたためである。

#### 一、アンティールの税制上の優遇措置

わが国のタックスヘイブン対策税制では、アンティールは「特定事業所得軽課税国等」に掲げられ、アンティールに本店又は主たる事業所を有する外国関係会社がアンティール税法に定めるインベストメント・カンパニー及びパテント・ホールディング・カンパニーの事業を主たる事業としている場合にはアンティールは軽課税国となる（措令三九の一三①二、改正昭和五九年大蔵省告示第四二号）。

このことから明らかのように、アンティールは所得に対して課税しないという種類のタックスヘンブン国ではなく、スイス、ルクセンブルグ等と同様に特定の企業又は特定の事業活動に限って税制上の優遇措置を与えているのがその特徴といえる。<sup>(3)</sup>

ここでアンティールにおいて税制上優遇措置を受けることができる特定の企業等について以下に説明する。

#### (イ) 投資会社投資 (Investment company)

投資会社とは株式又は債券への投資等を主として行う法人で、アンティールにおいて設立された法人、いわゆるアンティール居住者法人でなければならぬ。<sup>(4)</sup> 投資会社に課される利潤税（アンティールの法人税に相当するもの）の税率は、アンティール通貨一〇万フロリン（約五六〇〇〇米ドル）以下は二・四％、一〇万フロリンを



超えると税率三%となる<sup>(5)</sup>。なお、地方付加税は課税されない。また、株式等の譲渡収益についても非課税である。アンティールの一般の法人は、利潤税の税率二七〜三四%で課税され、利潤税に加えて地方付加税一五%も加算されるためアンティールにおける実効税率は三二〜三九%となる<sup>(6)</sup>。このことから、投資会社等に適用される税率がいかにかに優遇されたものがわかる。

(四) 金融子会社

金融子会社とは社債等をユーロ市場で発行すること又は、金融機関からの融資を受けて当該子会社の親会社、関連会社へ貸付ける目的で設立される法人をいう。アンティール税法上、金融子会社は投資会社に該当し、課税上は同様の扱いを受ける<sup>(7)</sup>。

(ハ) 特許権等保有会社 (Parent holding and copyright company)

特許権等保有会社とは特許権、著作権等の資産の譲渡または使用の対価を得ることを目的として設立される法人をいい、当該法人の所得に適用される税率は投資会社と同じである<sup>(8)</sup>。

ロ、アンティールの租税条約

アンティールが租税条約を締結している国は、デンマーク、オランダ、ノルウェー、米国、英国の五ヶ国で、そのうち最も古く締結され、かつ、最も影響力の大きいものは対米租税条約である<sup>(9)</sup>。以下、対米租税条約の主要な条項について検討するが、説明を簡略にするためにアンティール法人は米国において恒久的施設を通じて事業に従事していないということを前提にする。

(イ) 配当条項 (同条約第七条)

A アンティール源泉の配当所得に対しては源泉所得税の課税はない。

B 米国源泉の配当所得に係る源泉所得税の税率は、一般配当の限度税率が一五%、親子間配当の限度税率が五%である。ただし、親子間配当の場合、いずれをも充足しなければならない三つの要件がある。

(a) アンティール法人が配当支払法人である米国法人の議決権株式の九五%以上を所有し、かつ、

(b) 配当支払法人（米国法人）が受け取る利子、配当の金額から当該法人の子会社からの受取額を除いた金額の当該法人の総収入金額に占める割合が二五%以下であり、かつ、

(c) 親子間関連の主たる目的が租税条約上の軽減税率である五%の税率の適用を受けるためではないこと

したがって、租税回避目的でアンティール法人が米国法人の株式を所有している場合、五%にかえて一五%の税率が適用される（レベニューリング七九―六五）。

(四) 利子条項（同条約第八条）

A アンティール源泉の利子所得に係る源泉所得税はアンティールにおいて原則として課税されないが、米国法人がアンティール法人の議決権株式の五〇%以上を保有する場合、当該アンティール法人の支払う利子は条約上免税にならない。

B 米国源泉の利子所得に係る源泉所得税は原則として米国において当該条約により免税となるが、アンティール法人が米国法人の議決権株式の五〇%以上を保有する場合、当該米国法人の支払う利子は米国において源泉徴収される。例えば、アンティール法人の一〇〇%子会社である米国法人がアンティールの親会社に支払う利子に対しては三〇%の源泉所得税が課される（レベニューリング六六―三六二）。また、抵当証券に係る利子については条約上免

税されない（レベニユールリング七九—二五一）。

C 米国内国歳入庁が当該利子条項を利用したトリティイションショッピングに対して判断した事例がある。事実関係は、スイスにある親会社が米国子会社に貸付けを行う際に、米国・スイス租税条約によれば米国子会社が支払う貸付けに係る利子に対して5%の源泉所得税が米国で課税される。この源泉所得税課税を回避するため、スイス法人は当法人のアンティール子会社を経由して米国子会社に貸付けを行い、米国子会社の支払う利子はアンティール子会社が受け取ること米国・アンティール租税条約の適用となるように操作した。米国内国歳入庁は当該利子がアンティール法人の貸付けに基因するものではなく、当該アンティール法人は利子の振替、通過という導管としての機能しかないものと判断され、結果、当該利子所得は米国・スイス租税条約による5%による源泉徴収された（レベニユールリング八四—一五二）。

(イ) 使用料条項（同条約第九条）

A 使用料については条約上両国とも課税を免除している。

B 第九条の使用料の定義によれば、使用料とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び方式、商標権及びその他の類似する資産の使用の権利への対価、映画フィルム、の賃賃を含む使用或は商業上、産業上の科学的機器の使用をいふとされている。

(ニ) アンティールの投資会社または特許権等保有会社等への規制

米国・アンティール租税条約は米国・オランダ租税条約を基本として適用地域を拡大し、独立した租税条約として扱われるようになったものである。一九六三年に米国は第三国居住者がアンティールに投資会社等を設立して米国へ

の投資をすることを規制するために、アンティールの税制改正と連動して議定書により条約を改正した。

アンティールはこの議定書の発効に先立って利潤税法八A条項を創設し、これを受けて、議定書によりアンティールの投資会社等に対してアンティール新法八Aによる課税を選択した場合にのみ従来どおり租税条約に規定する利子、配当、使用料各条項の恩典を受けることが出来ると規定した。ただし、オランダ、アンティールの個人居住者またはオランダ法人に所有されるアンティール法人に対しては当該議定書による改正の適用は除かれている。この結果、利子、配当、使用料に対する課税は次のようになった。<sup>(10)</sup>

#### A 配当所得

米国において配当が米国非居住者へ支払われる場合、内国歳入法による源泉所得税の適用税率は三〇%である。アンティール法人がアンティール利潤税法八Aの課税を選択した場合、米国源泉の配当について租税条約による源泉所得税の軽減税率の適用を受けて一五%で課税され、アンティールにおいては配当受取金額(米国の一五%税引後の金額)からさらに必要経費を控除した純所得金額に一五%の税率で課税される。その結果、当該配当に係る実効税率は最高二七・七五%(一五% $\times$ 一五%)となる。

#### B 利子及び使用料所得

アンティール法人がアンティールにおける課税を選択すれば租税条約の恩典が受けられることから、米国源泉の利子及び使用料に対しては米国において免税となる。アンティールにおけるこれらの所得に対する課税は、純所得が一〇万フロリン以下で税率二四%、一〇万フロリン超で三〇%の税率適用となるため、これらの所得に対する実効税率は三〇%以下である。

なお、この改正に伴う執行を円滑にするために、アンティール法人がアンティールにおいて租税の優遇措置の適用を受けていないため米国において租税条約による租税の減免を受けることを証明する書類（V S—3）とアンティール法人の全株式が、オランダ居住者、アンティール居住者及びオランダ法人により所有されていることを証明する書類（V S—4）が発行されることになった。

(2) 米国のトリティーンショッピング対策  
イ、トリティーンショッピングの事例

米国におけるトリティーンショッピングの事例として最も多いものは、米国・アンティール租税条約を利用したものである。一例を挙げれば、米国法人が外国投資家に対して社債を発行する場合、社債利子を米国法人が直接外国投資家に支払うと、米国における源泉所得税が三〇％課税される。なお、当然のことながら、当該投資家の居住地と米国の間に租税条約が締結されていれば条約による租税の減免の適用も可能である。したがって、米国法人は対アンティール条約による米国源泉の利子の米国免税の規定を利用するためにアンティールに金融子会社を設立し、この子会社を通じて起債を行い、アンティール法人が米国法人へ貸付ける取引形態をとり、社債による借入利子と米国法人への貸付利子の差額をアンティール法人に留保するのが一般的であった。<sup>(11)</sup>

ここではアンティール条約関連の事案ではないが、トリティーンショッピングを規制する上で基本となる考え方を明示した判例を検討する。

(イ) ヨハンソン事案<sup>(12)</sup>

ボクシングのヘビー級の選手であったスエーデン居住者のヨハンソンが、米国で行うボクシングの試合の報酬に

課される米国の租税を軽減するためにスイスに住居を設け、法人を設立し、この法人の使用人となって米国・スイス条約による米国所得免税の恩典を受けようとしたが、米国内国歳入庁は当該法人が正当な事業目的を持たない租税回避を目的とするものであるという判断からこれに課税し、裁判所もこの処分を支持した。

(四) バス事案<sup>13)</sup>

米国内国居住者、ペリー・バスが米国の石油・ガスの利権をバス本人が一〇〇%所有するスイス法人に移転し、米国・スイス租税条約の適用によりこの利権から生ずる利益配分に対する米国の課税を免れた。米国内国歳入庁はヨハンソン事案と同様の論理で、当該スイス法人の存在を否認して課税したが、裁判所は、当該スイス法人の法人としての形式（事務所の存在、取締役会の議事録、納税申告書の提出、会計帳簿完備等）が整っていること、また、実際に事業活動の記録もあることから法人の存在を否認することはできないという判断を下した。

(六) 二つの事案の検討

いずれの事案においても、米国内国歳入庁は実質課税の側面を重視し、租税回避を目的とする法人の存在を否認することで課税処分を行っている。一方、納税者は所得を隠蔽するという脱税を行うのではなく、合法的に形式要件を充足させることで節税を図ろうとしている。ここでは、課税する側の実質重視と納税者側の形式重視の対立もいえる。裁判所は、ヨハンソン事案で正当な事業目的のない法人設立による租税回避を認めていないが、バス事案では、米国内国歳入庁がバスの石油産業に関する豊富な経験に基づいてスイス法人の運営を行い、名目のみの取締役では当該法人の運営は無理であると主張することで法人の存在を否認しようとしたが、裁判所はこれを支持していない。その理由は既に述べた当該法人の形式上の要件の具備である。このことから、単に法人の設立目的の不

当性を理由に法人の存在を否認することはできないことが明らかになったと言えよう。

(二) エイキン・インダストリー事案

本事案の事実関係は、バハマと米国間に租税条約がないことから、バハマ法人が関連法人である米国法人に対して所有している手形債権に係る米国法人の支払利子に三〇%の源泉所得税が課税される。この課税を回避するため、バハマ法人はホンジュラスにある関連会社に当該債権をホンジュラス法人発行の手形との交換により譲渡した。その結果、米国・ホンジュラス租税条約により米国法人の支払う利子は米国の課税が免除されるというのが納税者の主張である。内国歳入庁はホンジュラス法人の存在を認めず、バハマ法人が実質所得者であるとして米国・ホンジュラス租税条約の適用はないと主張し、米国内法どおり、当該利子について三〇%の源泉所得税課税をする処分を行った。

裁判所はホンジュラス法人の租税条約適用の可否については内国歳入庁の主張を支持せず、ホンジュラス法人はホンジュラス居住者として条約適用できるという見解を示した。しかしながら、裁判所はホンジュラス法人が当該利子の実質的受益者ではなく、実質的受益者であるバハマ法人にかわって利子を受け取ったにすぎないことから、当該租税条約にいう利子の受益者にホンジュラス法人は該当しないため、原処分を支持する判決を出した。

(四) エイキン・インダストリー事案の判決について<sup>14)</sup>

内国歳入庁は当該利子の実質所得者をバハマ法人であるとみて、当該債権譲渡の直前に設立されたホンジュラス法人の存在を否認することを主張したが、この主張は裁判所に支持されず、条約の文理解釈により当該ホンジュラス法人が利子の受益者でないことから結果として条約の適用なしという判決になった。この判決により、条約上の

恩典は所得の受益者のみに与えられるもので、他の関連法人のために一時的に利子を受け取る法人には条約上の恩典は与えられないということが明確になった。

## 二、トリティイショッピング規制のための諸施策

米国は第三者による租税条約の乱用を防止するために一九七七年USモデル、一九八一年USモデル等においてトリティイショッピング規制のための条項を設け、実際の租税条約締結の指針としている。さらに、対アンティール租税条約の一九六三年の条約改正を通じて、その対策の強化を行い、その実効性を高めるために発表された各種のルーリングについても触れてきた。ここでは、少し観点をかえて、米国議会の動向、実際の租税条約の締結内容、米国内国歳入法の改正によるトリティイショッピング対策についてまとめてみる。<sup>(15)</sup>

### (1) 米国議会の動向

下院は一九八〇年代に入って、トリティイショッピング及び租税条約に関連した過度の租税回避の実態について数回の公聴会を開催した。その議題はつぎのものであった。

イ、一九八二年六月 「米国の租税を回避するための外国住所を利用した不正事例」

ロ、一九八三年四月 「アンティール及びその他のタックスヘイブン国を利用した租税回避」

ハ、一九八四年二月 「外国の架空住所を利用した不正事例」

### (2) 租税条約の改正

イ、財務省は一九八一年USモデル第一六条及び第一六条検討案に関する公開討論会を一九八二年に二回開催し、



その成果として、将来租税条約による租税の減免の方法は還付方式または証明書方式によることが適當であるという意見が出されている。

ロ、財務省は対英国及びベルギー租税条約のこれらの国の属領への適用地域の拡大を一九八三年に終結させている。その背景には、これらの属領に租税条約の適用を拡大することでトリティーンシップの可能性を増加させる懸念と対英領ヴァージン諸島新条約にトリティーンシップ規制条項を盛り込むことに失敗したことも影響しているものと思われる。

ハ、一九七〇年代に米国の締結した租税条約は、アイスランド、フィンランド、ノルウェー、トリニダード、英国であるが、いずれの条約にも投資又は持株会社の規制の条項が挿入されている。この条項の挿入に対する米国の考え方は一九七七年USモデルに顕在化している。前記の条約のうち、例えば対アイスランド条約では、米国源泉所得に対する条約上の租税の減免とアイスランドの低税率課税が結合した場合、第三国居住者に当該条約上の恩典を与える可能性もあることからこれを規制する条項を入れている。さらに、一九八〇年代には一九八一年USモデルの第一六条及び第一六条検討案を模範とした条約が締結されている。一九八一年七月に署名されたジャマイカとの議定書をはじめとして、米国が条約上の恩典の乱用を規制する条項を置いた条約として、オーストラリア新条約（一九八三年発効）、ニュージーランド新条約（一九八三年発効）、カナダ新条約（一九八四年発効）がある。

(3) 内国歳入法の改正等

イ、一九八二年改正法 (Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982)

同改正法第三四二条の要請により内国歳入庁は一九八四年九月に租税条約による源泉所得税の軽減に対する取り扱

いを厳格にするために手続き規定（財務省規制試案）を公表した。その際に内国歳入庁が考慮した点はつぎのものである。<sup>(16)</sup>

(イ) 乱用防止の手続きの範囲

(ロ) 米国の条約相手国の行政能力をも含めた当該手続きの執行可能性

(ハ) 外国投資家の費用負担の増大に伴う米国投資への悪影響

(ニ) 米国からの海外投資に対して条約相手国が同様の手続きの採った場合の影響度

内国歳入庁はこれらの項目を考慮しながら、かつ、条約相手国とも協議をしたうえで手続き規定を定めている。この規定によれば、条約上の恩典を受ける者は居住地域の権限ある当局により当該国の居住者である旨の証明を受け、米国にその居住者証明を提出することを義務づけられている。

ロ、内国歳入庁は対アンティール条約の適用を中心にトリテイーショッピングを規制するための多くのレベニュールーリングを公表している。その一部については本章のアンティールの項ですでに触れているが、その内でも対トリテイーショッピング対策の観点から転換期と考えられるものは一九八四年以降に発表されたものである。その特徴は内国歳入法の改正等と並行してトリテイーショッピングを制度的に規制する傾向になったものと言えよう。<sup>(17)</sup>

三、配当所得に対する二重課税の調整

(1) 概論

配当所得に対する二重課税の調整は税法の基本問題であり、いろいろと見解の別れるところでもある。代表的な説

としては、法人に課税される法人税と個人株主の配当所得に課税される所得税はそれぞれに独立したものと考へて配当所得に対する二重課税の存在を認めない説と、法人が支払う法人税は個人株主が支払う所得税の前払いであるとして配当所得に対する二重課税を排除する考へ方がある。前者の説は法人を社会的実在であるとする法人実在説を根拠とし、後者の説は法人とは法律により擬制されたとする法人擬制説に立脚していると言われている。しかしながら、各国の税制はこれらの説の二者択一という考へ方を採らずにそれぞれの国の状況に依じてこの問題に対処している。

現在までに完全に配当所得に対する二重課税を排除する案として発表されたものとしては、一九六七年カナダのカーター委員会により提唱された完全統合方式 (Full Integration system) がある。その後の一九七二年のカナダの税制改正には同委員会の意見は反映されずカナダは部分的に二重課税を調整する方式を選択した。

その他の主要先進国では、フランス一九六五年、英国一九七三年、西独一九七七年にそれぞれの国がインピュテーション制度を導入している。この制度は法人税の一部を個人株主の所得税の前払いとみて当該相当する金額をグロスアップして株主の受取配当所得に算入するとともに、当該受取配当所得に課される所得税から法人の納付した税額を税額控除する方式である。<sup>(15)</sup> 前記の三カ国それぞれにその内容で若干の相違点はあるが、基本的には同様のものであり、これらの方式は前記のカナダのカーター委員会の方式と比較すると一部統合方式として分類されるものである。また、これらの諸国が相次いでインピュテーション制度を導入した背景には、近隣諸国との税制上の均衡を保つという理由の外に、同制度により株主の配当所得が増加することから国内投資家の育成、企業の自己資本比率の向上を目的としたものと解される。

(2) 内国歳入法における取扱ひ

米国における配当所得に対する二重課税の調整に関する税法の変遷は、一九三六年までは株主の配当所得に課税されず、法人所得への法人税の課税のみであり、一九三六年以降は法人、株主双方へ課税して調整は行われなかった。一九五四年の税制改正において、株主の受取配当から一定金額を控除する方法と受取配当に係る税額控除の双方を適用することが認められたが一九六四年に税額控除方式は廃止され、受取配当からの一定金額の控除方式のみが存続した。<sup>(19)</sup>しかしながらこの制度も一九八六年の税制改正により、一九八七年以降の課税年度から廃止されることが決定した。

米国では過去にインピュテーション制度の導入を議会で検討した経緯があるが、同制度は採用されていない。米国は過去の税制の変遷等からも明らかなように、配当所得に対する二重課税の調整に充分配慮しているとは言いがたい。さらに一九八六年税制改正では以下に述べるように逆に配当所得に対する課税が強化されている。これらのことから、米国税法の伝統的な考え方として、現在も引き続き米国資本市場への投資が盛んであるという背景に基づいて税法における株主優遇措置は不要という認識があるのではないだろうか。

イ、法人の受取配当に係る特別控除（内国歳入法第二四三条(a)）

内国法人からの受取配当について、法人は受取配当の八五％を特別控除することができる。また、一九五八年規模事業投資法に基づいて活動する小規模事業投資会社が受け取る配当及び適格配当を受け取った場合、<sup>(20)</sup>受取配当の一〇〇％を特別控除することができる。この規定により、法人は通常の受取配当の一五％が益金算入という結果になる（一九八六年改正により八五％は八〇％に改められた）。

ロ、個人株主の配当所得に係る控除

個人が内国法人から受取る配当金額の収入金額から一〇〇ドルを控除することができる（合同申告の場合は二〇〇ドル）。米国非居住者の外国人は受取配当所得が米国における事業と実質的に関連する所得となる場合のみ当該控除を認められる。また、非課税団体及びサブチャプターS法人からの配当については当該控除の適用はない。なおこの控除については既に述べたように一九八六年の税制改正により廃止となり、一九八七年一月一日以降に開始する課税年度からその適用はない。

### (3) 租税条約の配当条項

米国は既にインピュテーション制度を導入した国と租税条約を締結している。ここではその例として、対英国租税条約及び対フランス租税条約の配当条項について比較する。米国も我が国と同様に国内法にインピュテーション制度を導入していないため、これに関連する租税条約の条項も我が国が締結した租税条約の内容と類似しているといえよう。

#### イ、対英国租税条約（同条約第一〇条(2)(a)）

英国居住者である法人が支払う配当を米国居住者が受け取る場合、配当受領者である米国居住者にインピュテーション制度によるタックスクレジットの供与を認めている。ただし、日本・英国租税条約では英国法人からの親子間配当（所有要件議決株式の一〇％）についてはタックスクレジットの供与が認められないのに対し、米国・英国租税条約では米国居住者である親会社を受け取る親子間配当についても、一般配当に認められている金額の五〇％でタックスクレジットが供与されている。<sup>(21)</sup>

#### ロ、対フランス租税条約（同条約第九条(6)）

フランス居住者はフランス法人の支払う配当について、受取配当の二分の一をタックスクレジット (avoir fiscal) として所得に加算するとともに同額の国庫への請求権を与えられている。米国居住者もフランス法人から配当について租税条約によりフランス居住者と同様の請求権が与えられている。

- (1) 一部にはトリティーションシップングに「条約漁り」という訳語を使用するむきもあるが、その内容は第三国の居住者による租税条約の恩典の濫用ということであるのでここでは原語のまま使用する。
- (2) 高橋 元監修「タックス・ハイブーン対策税制の解説」一四頁参照 (清文社)
- (3) 同右 四頁参照
- (4) M. J. Langer 著、国際課税研究会「国際租税計画」(註)「八五頁参照 (租税研究四四七)
- (5) 同右 八七頁参照
- (6) 同右
- (7) 白須信弘「国際租税戦略」二二九頁 (租税研究第三五回大会記録)
- (8) 同右
- (9) 米国・オランダ租税条約は一九四八年に発効したが、当条約のアンティールへの適用拡張は規定されなかった。両国は一九五四年以降同条約の適用拡張について交渉を開始し、一九五五年に発効した議定書により同条約のアンティールへの拡張が決定された。米国は対アンティール条約を独立した租税条約と認識し、一九六三年米国とアンティール間で議定書による条約改正を行った (Cf. Rhoades & Langer: op. cit., 54-2 参照)。なお、一九八六年八月に署名された米国・アンティール租税条約の改正の内容は次の論文に詳述されている。  
青木寅男「オランダ領アンティール及びアルバの租税条約の改正」(租税研究四四五)
- (10) Cf. Rhoades & Langer: op. cit., 54-18・1-18・2
- (11) 米国は一九八四年から施行された内国歳入法八七一条 (b) 及び八八一条 (c) により、特定の利子に対する米国の源泉所得税課税を廃止するとともにアンティール金融子会社を通じてのユーロ債に係る利子の課税に厳しい制限を付し、所定の

要件に合致しないものについては米国において三〇%の源泉所得税課税を行うとした。その結果、一九八四年以降、ユーロ債の発行は米国法人が直接行うようになり、アンティール法人が介在して起債により得た金を資米国法人に貸付けることで利益を留保することはなくなった(レムニエールリング八四―一五三)。

- (12) Ingemar Johansson v U. S. 386 F2d 809 (5th Cir. 1964)
  - (13) Perry R. Bass v Commissioner 50TC 585 (1968)
  - (14) Alien Industries Inc v Commissioner 56TC 925 (1971)。なお、本事実については、木村寛富「国際的債権譲渡と租税条約の適用」(国際税務第三卷九―一二)に詳述されている。
  - (15) Cf. Rhoades & Langer: op. cit., 12A-6~12A-18
  - (16) HR Rep. No. 97-760, 97th Congress 2nd. Session (1982)
  - (17) 一九八四年のレムニエールリングのうち、トリティエーション・ショッピング対策を明示したものに八四―一五三等があるがこの内容については(1)参照。なお、一九八四年以降のルーリングの動向については、国際課税研究会「IRS通達八四―一五二制定後の状況」(租税研究四四三)に詳述されている。
  - (18) 英国・フランスのインビエーション制度における計算については次の論稿に詳しい。小沢 進「英国居住者である法人からの受取配当の課税関係」(税務事例 vol. 19 No. 1)同「フランス法人からの受取配当の課税関係」(税務事例 vol. 19 No. 2)
  - (19) 小松芳明「各国の租税制度 五訂版」二四〇二六頁参照(財経詳報社)
  - (20) 適格配当とは配当支払法人と同一のグループの関連会社に該当する法人が受け取る配当をいう。
  - (21) Arthur Anderson & Co.「The U. K./U. S. Double Tax Treaty」(Tolley 1980)
- (注) 米国は一九八七年六月二十九日、アンティールに対して租税条約の終了を告げることを表明したため、対アンティール租税条約は一九八八年一月に終了することが予定されている。

### 第三章 外国人不動産投資税法等

本章では一九八〇年に制定された外国人不動産投資税法 (Foreign Investment in Real Property Tax Act of 1980: 以下「FIRPTA」という) 及び一九八四年の税制改正における外国人等による米国不動産に対する権利 (United States real property interest) の譲渡に係る源泉徴収制度に触れ、米国に米国不動産投資をする外国法人及び米国非居住者外国人 (以下「外国投資家」という) に対する米国における課税の問題を最初に検討する。次に、FIRPTAが米国の締結した租税条約の規定に抵触する場合、FIRPTAが租税条約に優先して適用されるとの定めを置いていることから、同法と抵触する租税条約のいくつかを調べ、さらにFIRPTAによる課税の一部を回避するために租税条約を改めて改訂した対カナダ租税条約にも触れる。

#### 一、特徴及び内容

米国に不動産を所有する外国投資家が当該不動産を譲渡した場合の課税に関連して、米国における課税の変遷を三つの段階に分けることができる。第一段階はFIRPTA制定前の譲渡収益課税にループホールがあった時代、第二段階はFIRPTA制定による外国投資家へ課税強化を図った時代、第三段階はFIRPTAによる課税を拡充するために一九八四年改正税法による源泉徴収制度を導入したときである。ここでは、それぞれの段階毎に米国がどのような外国投資家の譲渡収益課税について税法を整備してきたかについてまとめる。

#### (1) FIRPTA制定前の米国における外国投資家の譲渡収益課税



イ、米国非居住者外国人の場合（一九七九年法第八七一条(a)(2)）

(イ) 米国源泉の譲渡収益が当該者の米国における事業と実質的関連を有する所得である場合、当該譲渡収益に対して米国居住者と同様に課税される。

(ロ) 当該者が譲渡収益（定期的所得に該当するものを除く）の生じた課税年度中に一八三日以上米国に滞在する場合で当該譲渡収益が米国における事業と実質的関連がないときは三〇%の税率で課税される。

(ハ) 前記(イ) (ロ)以外の譲渡収益（定期的所得に該当するものを除く）は米国における課税を免除される。

ロ、外国法人の場合（一九七九年法第八八一条、八八二条）

米国源泉の譲渡収益が当該法人の米国における事業と実質的に関連を有する場合、米国法人と同様に課税される。

ハ、米国における課税の回避

我が国の税法では、外国投資家が日本に所在する不動産を譲渡した場合、日本において納税義務が生じる。また、日米租税条約においても、不動産から生ずる所得（譲渡収益も含む）の第一次課税権は不動産の所在する国にあると定めている。これらと比較しても、FIRPTA制定前の米国における外国投資家の譲渡収益に対する課税には多くの税の抜け道（ループホール）があったと言える。

例えば、日本の居住者が米国の不動産を直接購入し、その後に当該不動産を処分した場合、当該譲渡収益が当該居住者の米国における事業と実質的関連のないときは米国における課税を免除されていた。また、日本居住者が米国法人を通じて米国の不動産を購入し、当該米国法人の株式を譲渡することで間接的に当該不動産の譲渡をした場合も米国における課税は免除された。その他、米国の不動産を保有する米国法人の清算決議後の不動産の譲渡収益について

も米国の課税は免除された。

## (2) FIRPTA制定

米国への不動産投資は資産を自国以外に分散させ、インフレーションに対するヘッジにもなることから、多くの外国投資家が米国に不動産投資を行うようになったが、その多くがアンティールに不動産保有法人を設立して米国・アンティール租税条約を利用する、いわゆるトリティーションショッピングを図った。例えば、米国において事業を行っていないアンティール法人が米国源泉の不動産所得を得る場合、同条約第一〇条の規定により当該不動産所得に対して米国におけるネット所得課税を選択することが可能であり、当該不動産を処分したときには当該譲渡収益は米国における事業との実質関連所得でないことから米国における課税を免除された。このような外国投資家の米国における租税回避行為を防止するために、米国は外国投資家の譲渡収益に対して米国居住者と同様に課税することを目的としてFIRPTAを一九八〇年に制定した。

この法律の特徴を挙げると次の三点に要約される。第一は外国投資家の譲渡収益に課税する条項（内国歳入法第八九七条）を定めたこと。第二は外国投資家に対する適正な課税を行うため外国投資家に各種の報告義務を課したこと（内国歳入法第六〇三九条Cに規定）。第三点としては、原則として、一九八五年一月一日以降米国の締結した租税条約にFIRPTAと抵触する条項があってもそれによる租税条約上の恩典を受けることができず、FIRPTAが租税条約に優先して適用されることを明らかにしたことである。

### イ、FIRPTAによる課税<sup>(1)</sup>

#### (イ) 課税の一般原則<sup>(2)</sup>

外国投資家が米国不動産に対して、直接、間接に保有する権利（内国法人である米国不動産保有法人の株式の処分を含む。）は、米国の事業と実質的に関連あるものとみなされて課税される。また、米国不動産に対する権利の譲渡収益は米国の国内源泉所得として扱われる（内国歳入法第八六一条(2) (5)）。

(d) 直接保有する米国不動産に対する権利の処分

外国投資家による米国不動産に対する権利の譲渡は、当該外国投資家が米国において事業に従事し、当該所得が米国と実質的に関連ある所得とみなされて課税される。

(e) 米国法人である米国不動産保有法人の株式の処分

米国法人である米国不動産保有法人の株式の譲渡は、FIRPTAに規定する適用除外の場合を除いて、その売買数量にかかわらず課税される。また、取引交渉及び売買の双方が外国において行われたとしても米国において課税される。したがって、日本法人が米国法人である米国不動産保有法人の株式を他の日本法人に譲渡した場合でも米国の課税を免れることはできない。

(二) 米国法人から外国投資家株主への清算等による分配

米国法人は米国不動産に対する権利を帳簿価額以上で外国投資家に分配することは原則として認められないが、外国投資家が当該分配により取得した米国不動産に対する権利を処分するときにその権利の含み益は課税される。

また、米国不動産保有法人の清算または株式の償還による米国不動産に対する権利の分配においては、外国投資家は当該分配時に米国不動産保有法人の株式の処分益があるときは、分配により取得した権利を処分したときに課税される。

(h) 外国法人による外国投資家への分配及び米国不動産に対する権利の処分  
外国法人は通常の米国不動産に対する権利の処分では課税されないが、清算、株式の償還等による分配の場合に課税される。また、清算に関連して米国不動産に対する権利を処分するときに課税される。

(v) FIRPTAの適用時期

一九八〇年六月一九日以降に行われる米国不動産に対する権利の譲渡に対して適用される。

ロ、FIRPTAに規定された報告義務

FIRPTAは外国投資家が米国不動産に対する権利を譲渡したときの譲渡収益に課税する点の特徴であるが、税務執行上、外国投資家に適正な課税を行うことに困難が伴うことが想定された。そのために当該課税を担保する意味からも納税義務者に該当すると見込まれる者に対して報告義務を課し、内国歳入庁はこれらの報告に基づいて経常的に外国投資家の米国への不動産投資の動向を把握することに努めた。FIRPTAは内国歳入法に報告義務を定めた条項(第六〇三九条C)を設けた。同条項に規定される報告義務者は大別すると次のように分類される。

(i) 報告義務者

A 米国不動産保有法人

一 歴年中のいずれかの時に一人以上の外国人の株主がいる内国法人で、かつ、過去五年間のいずれかの時に米国不動産保有人に該当するものは、暦年毎に外国人株主の住所、氏名、外国人と当該法人の株式の売買内容について内国歳入庁に報告しなければならない。

B 外国法人等

外国法人、外国又は米国のパートナーシップ、信託財団及び遺産財団（以下「外国法人等」という。）が米國不動産に対する権利を保有する場合、当該外国法人等の株主で所有割合に応じて計算した米國不動産に対する権利の時価五〇、〇〇〇ドルを超える者を重要株主という。当該外国法人等は、この重要株主の住所、氏名及び外国法人等の資産内容を書く曆年毎に内國歳入庁に報告しなければならない。

C 米國へ直接投資をした外国人

米國において事業を行わず、時価五〇、〇〇〇ドル以上の米國不動産に対する権利を保有する外国人で前記Bに該当しない者は、その住所、氏名、米國不動産の明細を各曆年毎に内國歳入庁に報告しなければならない。

(iv) 一九八四年改正税法による修正

一九八四年の改正税法において、前記(i)A、Bに掲げられた報告義務は撤廃され、所定の外国人のみが従来どおり報告義務を負うことになった。この報告義務の緩和措置は外国投資家による米國不動産に対する権利の譲渡に対して源泉徴収による課税制度を創設したため、米國における課税の適正が確保されるようになったため報告義務を緩和したものと理解できる。

(v) 罰則規定

内國歳入法第六〇三九条Cに定める報告義務を怠った者に対しては最高二五、〇〇〇ドルの罰金が科せられる（内國歳入法第六六五二条(f)）。

ハ、譲渡の取引金額に課される源泉所得税

一九八〇年FIRTA制定時の審議の過程で、米國議會の上院は外国投資家が米國不動産を譲渡する場合に当該不

動産の取得者が源泉徴収を行うことを提案したが、当該取得者の負担が増加すること及び米国への投資に影響が出ることを配慮した反対意見があり採用されなかった。<sup>3)</sup> さらにその翌年も上院から同様の提案があったが前年と同様の結果であった。<sup>4)</sup> その後、一九八四年に制定された赤字削減法 (PL 98-369: Deficit Reduction Act of 1984) による源泉徴収を行うことが決定され、内国歳入法に新たに第一四四五条が追加され一九八五年以降の当該譲渡に対して適用されることになった。その内容は既に上院で提案されたものを骨子として一部を改訂した。

#### (1) 一般原則

外国投資家が米国不動産に対する権利を譲渡した場合、当該権利を取得した者（以下「譲渡者」という。）は譲渡において実現した金額（取引金額）の一〇％を源泉徴収しなければならない。この一〇％という税率の根拠は譲渡収益に対する適用税率の概算値に一〇％が近似しているためと言われている。<sup>5)</sup>

#### (2) 適用除外

次に掲げる場合は源泉徴収が免除される。

##### A 譲渡者が外国投資家でない旨の宣誓書を提出した場合

譲渡者が譲受者に対し、自らの米国における納税者番号及び外国人でない旨の記載をした宣誓書を提出すれば源泉徴収は免除される。

##### B 非上場会社が米国不動産保有法人でない旨の宣誓書を譲受者に提出した場合

C 内国歳入庁が譲受者に対し適格証明書 (Qualifying statement) を発行した場合で当該証明書の発行条件はつきぬのとおりである。

(a) 譲渡者が米国不動産に対する権利の処分に係る納税について内国歳入庁と合意ができた場合又は譲渡者が米国不動産に対する権利の処分について免除されるかのいずれかであり、かつ、

(b) 譲渡者又は譲受者のいずれかが譲渡者の源泉徴収の不足分を支払うか又は納税のための十分な担保を提供する場合

D 譲受者の取得した資産が三〇〇、〇〇〇ドル以下で自己の居住の用に供する場合

E 上場会社の株式の処分

前記A、Bの適用上、譲受者が宣誓書に記載されている内容に誤りがあることを知っている場合又は誤りがあることを譲渡者から通知されている場合には源泉徴収の免除はない。

(h) 源泉徴収される金額の限度額

譲渡者は譲渡の取引金額に課される源泉徴収税額が譲渡所得に課される税額を上回ることが想定されるときは、譲渡者は内国歳入庁に最高納税額の決定を要請することができる。内国歳入庁はこの要請があれば譲渡者の最高納税額を決定しなければならない。源泉徴収される金額はこの最高納税額を上回ることとはできないが、仮にそのような状況が生じた場合は、譲渡者は確定申告期限前であっても還付申告をすることが認められている。また、譲渡者又は譲受者は内国歳入庁に対して源泉徴収税額の減額を申請することもできる。

(i) パートナiership等の源泉徴収義務

米国のパートナーシップ、信託財団及び遺産財団は外国人パートナー等の所得となる譲渡収益については一〇%の源泉徴収義務がある。

(4) 外国法人による分配に係る源泉徴収義務

外国法人は清算等に係る分配をするときに清算所得等として認識される利益の金額に対して三四%の税率で源泉徴収しなければならない(一九八六年税制改正により二八%の税率が三四%に改正された<sup>(6)</sup>)。

(5) 源泉徴収した税額の納付

譲受者は譲渡の日から二〇日の間に徴収した税金を申告、納付しなければならない。申告書として所定の用紙フォーム八二八八を内国歳入庁に提出し、内国歳入庁は申告書の写しであるフォーム八二八八-Aに押印後譲渡者に送付する。譲渡者にとって当該写しが米国所得税を納付したという証明書になり、譲渡者の確定申告書に添付される<sup>(7)</sup>。

## 二、租税条約との関連

(1) FIRPTAの規定

FIRPTAは租税条約との関連について次のように定めている。

イ、以下のロの場合を除いて、内国歳入法第八九四条(a)及び七八五二条(d)に定めている租税条約優先の規定等は適用されず、一九八五年以降、内国歳入法第八九七条に規定する譲渡収益課税について租税条約の規定による課税の免除はできない。

ロ、既に米国との間で締結されている租税条約の規定が内国歳入法第八九七条と抵触する場合、問題点を解消するために条約改訂に着手し、かつ、新たに締結される条約が一九八四年までに署名を終えているときはFIRPTAの実施を一九八五年に代えて新条約署名後二年後まで遅らせる。



## (2) 租税条約における規定

F I R T A は米国内法としては一九八〇年六月一九日以降の取引に適用されるが、米国と租税条約を締結している国の居住者に対してはその実施を一九八五年以降に遅らせている。その間に条約改訂等ならかの措置が講じられない場合、一九八五年以降 F I R P T A は租税条約に優先して適用されることになる。F I R P T A 制定時に同法と抵触する租税条約は、ベルギー、フィンランド、日本、西独、オランダ、カナダ、スウェーデン、ルーマニア、ポーランドである。ここではその内いくつか条約を検討するとともに F I R P T A と抵触しない条約についても検討する。なお、いずれの租税条約においても恒久的施設が源泉地国に保有されていないことを前提とする。また、次のイ、ニの条約では、不動産から生ずる所得（譲渡収益を含む）は当該不動産の所在地国に課税権を認めている点も共通であるためここに簡記するに止め、その他の資産の譲渡についても問題となっている株式の譲渡に係る部分に限定する。

### イ、対西独条約

株式の譲渡収益は原則譲渡者の居住地で課税であるが、西独居住者が年間一八三日以上米国に滞在し、当該譲渡した資産の保有期間が六カ月以下であるときは当該譲渡収益に対して米国において課税される（同条約第九条 A）。

### ロ、対フィンランド条約

株式の譲渡収益は原則譲渡者の居住地で課税であるが、個人居住者については西独と同様に一八三日ルールの規定がある（同条約第一六条）。

### ハ、対オランダ条約（アンティール条約を除く）

株式の譲渡収益については西独条約と同様である（同条約第一条）。

## 二、日米租税条約

株式の譲渡収益は原則、譲渡者の居住地国で課税される。また、日米条約は株式を資本資産としてその譲渡収益が源泉地国で課税される場合を列挙しているのでここに掲げてみる。

### (イ) 資本資産

資産の譲渡収益については同条約第一六条に規定がある。本条項は資本資産という概念を採用し、原則として資本資産の譲渡収益については源泉地国での課税を免除しているが、例外として源泉地国で課税される場合を列挙している。この条項で使用されている資本資産という概念は日本において使用されていないことから、原則として条約上のこの概念は米国内法に定められた資本資産と同義と解されている。

#### A 資本資産の定義（内国歳入法第一二二一条）

資本資産とは、営業又は事業との関連の有無を問わず納税者が所有する資産であり、資本資産に該当しない主要なものは次の通りである。

- (a) 棚卸資産、貯蔵品又は主として顧客への販売のために保有されている資産。
- (b) 事業用減価償却資産又は営業もしくはは事業の用に供されている不動産。
- (c) 著作権、文学的、音楽的もしくはは芸術的作品又は書簡もしくははメモランダム、その他これらと類似の資産。

#### B 源泉地国課税が行われる場合

- (a) 資本資産に該当する不動産であっても、当該不動産の譲渡収益は不動産所在地国で課税される。

(b) 使用料条項に規定する財産又は権利等である使用料の譲渡について、生産性に対応する部分については使用料として源泉地国において課税する。

(c) 恒久的施設に帰属する所得は、恒久的施設の所在地国で課税される。

(d) 一課税年度を通じて合計一八三日を超えて固定的施設が存続する場合、当該施設に実質的に関連を有する所得は源泉地国において課税される。

(e) 一課税年度を通じて源泉地国に一八三日以上滞在する個人の譲渡収益は課税される。

(四) 日本居住者に対する課税

日本居住者が直接投資をすることで取得した米国の不動産を譲渡した場合、日米租税条約に異なる定めがないことから、米国の国内法通りにより当該譲渡収益は課税される。また、米国の不動産を取得する場合に、日本居住者が米国内に子会社を設立して当該子会社の株式の所有を通して間接的に米国の不動産を保有するときは、当該居住者による当該株式の譲渡は株式が日米租税条約に規定する資本資産に該当することから、当該株式に係る譲渡収益は当該条約第十六条により米国において課税を免除されると解するむきもあるが、一九八五年以降の当該株式の譲渡収益は条約の規定に拘わらず FIRPTA による規定により米国において課税される。その課税方法は既に述べた源泉徴収後に申告する方式によることになろう。したがって、日本居住者が当該株式を別の日本居住者に譲渡した場合であっても、譲受者である日本法人は原則一〇%の源泉徴収をしなければならぬが、このような米国非居住者間の取引については税務の執行面でいろいろと問題が生ずるものと思われる。

(六) 米国居住者に対する課税

日本居住者による米国不動産の権利の処分については租税条約の規定にかかわらず米国において課税されることになるが、逆に、米国居住者が日本に所有する不動産を間接的に譲渡した場合（日本の不動産を所有する子会社の株式の譲渡等の場合）、日本の国内法において事業譲渡類似の株式の譲渡に該当する場合であっても、日米租税条約に規定する資本資産の譲渡に該当することで日本における課税を免除されることになる。

#### (二) 問題点

ここにおける問題点は租税条約締結国のそれぞれの国の居住者に租税条約が公平に機能しないことである。米国側が株式の譲渡を通して間接的にそれぞれの国に所在する不動産を譲渡する場合、当該不動産の所在地に課税権があるという租税条約の理解であるならば、日本も同様の状況においては米国と同様の課税方法を取ることが可能であろう。なおその場合は、日米租税条約の不動産条項（第一五条）及びキャピタル・ゲイン条項（一六条）について両国が新たに解釈したということになる。<sup>(8)</sup>

#### ホ、FIRTAに抵触しない条約例

既に述べた租税条約以外の米国が締結した租税条約はいずれもFIRTAと抵触しないとされているが、その例として対フランス租税条約、対英国租税条約における規定振りを検討する。

対フランス租税条約第二二条において、譲渡収益は原則として譲渡者の居住地で課税されるが、例外として、一方の締約国の居住者（フランスとする）が受け取る譲渡収益で米国に所在する不動産の譲渡、又は資産の主要な部分が不動産である法人の株式或はその他の不動産に係る権利の譲渡については国際運輸所得を除いて、譲渡収益については両国がそれぞれの国内法により課税すると定めている。

したがってフランス、英国との租税条約ではFIRPTAに抵触することはなく、米國不動産に対する権利の譲渡については結局米國国内法通りの課税となる。

### 三、対カナダ租税条約

FIRPTAは米國と租税条約を締結した国に対して当該法の適用に抵触する租税条約の改訂をするための期間として同法発効後約四年の猶予を置いている。当該期間中に租税条約の改訂にこの問題を反映させたのは対カナダ租税条約のみである。

カナダは一九八〇年に第三次米國・カナダ新租税条約の署名が行われた。その後FIRPTAが制定されたことに伴って両國間で条約改正作業が継続され、一九八三年に議定書の形で第三次租税条約の改訂が行われた。その結果、FIRPTAに定める猶予期間の規定が働いて一九八五年末まで旧租税条約が有効となりカナダ居住者はFIRPTAによる課税を受ける時期を延長されている。当該議定書は条約第一三条(9)に経過措置を規定し、カナダ居住者が米國の課税を免除されて取得した資産について譲渡収益が生じた場合、新条約の発効が年の途中であれば、発効後の月数に帰属する譲渡収益のみが米國で課税されることを定めた。結果としては、カナダは租税条約により自國の居住者をFIRPTAによる課税から守ることは出来なかったが、米國に不動産投資をしているカナダ居住者に対して新たなタックスプランニングを立てるだけの時間の猶予を与えたとも言えよう。

(1) FIRPTAに使用されている諸定義について。

イ、米國不動産に対する権利

米國不動産に対する権利とは米國に所在する鉱山、油井、その他の天然資源に対する権利を含む不動産に対する権利及び債権者としてのみの権利を除き、米國不動産保有法人 (United States real property holding corporation) に該当する内國法人、外國法人に対する権利をいう。ただし、法人が一九八〇年六月一九日以降の当該権利保有期間又は当該権利を処分した日の直前五年間のいずれか短い期間に米國不動産保有法人に該当しないことを立証する場合には除かれる。したがって、外國投資家が米國の不動産を処分した場合は勿論のこと、さらに米國不動産保有法人の株式を譲渡することで間接的に米國の不動産の権利を移転するときも課税されるようになった。

ロ、米國不動産保有法人

米國不動産保有法人とは保有する米國不動産に対する権利の時価が当該法人の保有する米國及び外國の不動産、その他の事業用資産の時価の合計額の五〇%を超える法人をいう。この場合、外國法人であっても当該要件を充足するときは米國不動産保有法人となる。

ハ、適用除外

米國不動産保有法人の株式の譲渡において、当該法人が上場法人であるときは株式の五〇%未満を所有する株主による譲渡は課税されない。

ニ、パートナーシップ等における取扱い

パートナーシップ及び信託財団が保有する資産についてはパートナー及び信託の受益者が持分に応じて当該資産を保有しているものとして取扱われる。

ホ、外國法人の内國法人成りの選択

外國法人が米國不動産に対する権利を保有し、かつ、米國と締結した租税条約に規定する無差別取扱い条項の適用を受ける場合、当該外國法人は内國歳入法第八七条及び第六〇三九条Cの適用上米國內國法人としての取扱いを受ける選択が出来る。FIRPTA制定時には当該選択をした外國法人は完全清算の場合の譲渡収益の非課税取り扱いが受けられるとともに内國歳入庁への報告義務が免除される。ただし、完全清算の場合の非課税の恩典は一九八六年税制改正により廃止された。この選択を認めた理由は租税条約による孤差別取扱い条項により米國において外國法人と同様の活動をする米國法人の

間の差別を解消することを目的としたものである。

- (2) Cf. The study of Federal Tax Law P53~57 (CCH 1981)
- (3) Cf. Conference Committee Report (96th Cong. 2d Sess., H. Rep. No. 96-1479 (1980))
- (4) Cf. Conference Committee Report (67th Cong. 2d Sess., H. Rep. No. 97-215 (1981))
- (5) Cf. Conference Committee Report (98th Cong. Sess., H. Rep. No. 98-861 (1984))
- (6) 一九八五年までは譲渡所得について、法人課税(三四%)を避けて個人課税(二〇%)にすることは可能であった。即ち、米国に不動産投資をする場合、米国法人を設立し、次に当該法人を清算を行い、当該法人は保有する資産を売却して株主に分配をする。株主は自己の持分を超える部分について二〇%の税率で課税された。一九八六年税制改正により、清算の場合でも法人が米国不動産の処分により得た所得については法人税が課税されることになった。  
フーガンソン、ホワイト 「対米不動産投資と税務」四七三頁参照(国際商事法務 Vol.15, No.6 1987)
- (7) 財務省規則 §一四四五—一(6)
- (8) OECDモデルのコメントアリー(第一三条パラ二二)において、法人の株式を譲渡した場合、不動産の譲渡と同様に扱うためには、二国間で特別規定を設けるか、株式譲渡は不動産の譲渡と同じでないことを明示する規定をおくことを示唆している。日米租税条約にはOECDモデルにいう規定等を定めてはいないが、条約上の互惠平等の立場から日本が米国法人の特定の株式の譲渡を課税することができるのではないか。

#### 第四章 支店利益税 (Branch profits tax)

##### 一、一九八五年以前の利子、配当に係る第二次源泉税

- (1) 内国歳入法における米国非居住者の利子、配当課税

米国非居住者である外国人及び外国法人に対する課税原則は、第一に、すべての所得が当該者の米国における事業と実質的に関連を有する所得であるときは米国市民及び米国法人と同様の方法で課税される。第二に、米国の事業と実質的に関連のない定期的所得 (fixed or determinable periodical income) は三〇%の税率で源泉徴収される。ただし、租税条約が適用となる場合は条約に定める軽減税率が三〇%の税率に代わって適用される。

イ、利子に係る第二次源泉税 (second level withholding tax)

利子支払いを行った課税年度の直前三課税年度において、外国法人の全世界所得の総収入金額の五〇%以上が当該法人の米国における事業と実質的関連を有する場合、当該利子支払額のうち当該外国法人の全世界所得に対する米国実質関連所得の割合に相当する金額が米国源泉の利子所得となり、当該利子所得のうち米国で事業を行う者を除いて、米国非居住者に支払われる金額に対して原則三〇%の税率で当該利子支払者が源泉徴収を義務付けられている (内国歳入法第八六一条(a) (1) (C)、(D)及び一四四一条、一四四二条)。

ロ、配当に係る第二次源泉税

外国法人が支払う配当のうち、当該配当決議した課税年度直前の三課税年度における当該外国法人の全世界所得の総収入金額の五〇%以上が当該外国法人による米国の事業と実質的関連のある場合、当該配当金額のうち全世界所得に対する米国実質関連所得の割合に相当する金額が米国源泉所得となる。米国で事業を行う者を除く米国非居住者に支払われる配当金額は原則三〇%の税率で配当支払者により源泉徴収される (内国歳入法第八六一条(a) (2) (B)、第一四四一条、一四四二条)。

(2) 第二次源泉税の問題点



米国における外国法人に対する課税の基本的原則は、米国法人と同様に活動する外国その受領者が米国居住者であれば総合した所得に累進税率を適用して課税されるが、受領者が米国非居住者の場合、原則として三〇%の税率で源泉徴収による分離課税を受ける。

第二次源泉税の徴収義務がある外国法人は、内国歳入法の規定により、米国非居住者に支払う利子、配当に対して源泉徴収があるが、実際には適正な課税が行われているとは言いがたく、米国側も第二次源泉税の納付が殆どないことを認めている。この執行面での困難さが一九八六年税制改革による支店利益税導入の最大の原因と言えよう。<sup>①</sup>

## 二、一九八六年税制改革における改正点

### (1) 改正の経緯

一九八六年税制改革の議論において当初より第二次源泉税に代えて支店利益税の導入を意図した点では一貫していたが、その内容については若干の変遷があった。

#### イ、下院案

原則として米国支店が外国の本店に送金するとみなされる利益及び当該支店の事業に帰属する支払利子については第二次源泉税に代えて新たに課税する。租税条約が適用される場合を除いて三〇%の税率で課税され、その適用は一九八六年以降とされた。ただし、トリテイーショッピングの場合を除いて、租税条約により支店利益税の課税が出来ない場合は第二次源泉税を存続させて適用するとした。<sup>②</sup>

#### ロ、上院案

上院案は支店利益に対する追加課税に関しては同様の内容であるが、利子課税に関しては下院案に同調せず現行通り第二次源泉税を存続させ、その要件の範囲を拡大して総収入金額に占める比率を一〇%に引き下げた。また、租税条約が支店利益に対する追加課税を認めない場合には配当に対する第二次源泉税を存続させ、その適用要件を利子の場合と同様に一〇%とした。実施の時期については下院案より一年遅らせて一九八七年以降とした。<sup>3)</sup>

(2) 支店利益税の創設（内国歳入法八八四条）

一九八六年税制改革における支店利益に対する課税についてはほぼ上院案を踏襲するものであったが、利子に関しては米国支店の支払う利子を米国源泉所得とする従来の定義を拡大してより広く利子の国内源泉所得を規定した点<sup>4)</sup>がその特徴である。

支店利益税は支店の税引後の調整所得である配当等価額 (Dividend equivalent amount) に課される税（以下「支店みなし配当税」という。）と支店が負担する一定要件の利子に課される税（以下「支店利子税」という。）の二つの税から構成されている。なお内容の詳細については財務省規則により定められるとされていることから、その公表を待たなければならぬ点も多い。

イ、支店みなし配当税

外国法人の配当等価額は原則として三〇%の税率で課税される。配当等価額とは、課税年度における米国純資産額 (U. S. net equity) の増加額を減算するか、または、その減少額を加算した調整後の外国法人の実質関連所得をいう。また、米国純資産額とは、米国の事業に関連する外国法人の米国資産から米国の事業に関連する外国法人の米国負債を控除した金額をいう。したがって、支店の利益が米国の事業に関連する資産に再投資されると支店みなし配当

税の課税標準は減少することになる。なお当該実質関連所得から除かれる所得として、外国販売法人 (Foreign sales corporation) の特定の所得、国際運輸所得、米国不動産保有法人の権利の譲渡所得等がある。

ロ、支店みなし配当税と配当に係る第二次源泉税

一九八六年の税制改革により利子に課される第二次源泉税の規定は撤廃されたが、配当に対する第二次源泉税は米国内において事業を行う外国法人の収入金額の要件を五〇%から二五%に引き下げて存続することとなったが支店みなし配当税が課税される場合は第二次源泉税の課税は行われない。

ハ、支店利子税

米国内において事業を行う外国法人が米国の事業に関連して米国非居住者に支払う利子 (以下「実際支払利子」といふ) 及び課税所得の計算上損金算入される米国の事業と実質的に関連する配賦利子金額で実際支払利子を超過する金額 (以下「超過利子」といふ) に対して三〇%の税率で源泉徴収される。

米国内における課税所得の計算上、外国法人は米国内における事業に実質的に関連する収入金額から収入金額に関連する費用を控除することができる。内国歳入庁は外国法人の支払利子控除の計算の方法として財務省規則一八八一―五を定めている。<sup>(5)</sup> この規則によると、本支店間の内部取引を除いて、一定の算式により算定される米国の事業に関連する負債金額を基準として外国法人全体の利子のうち米国支店に帰属する金額を算定することになるため、実際支払利子を超過する超過利子が発生することがある。支店利子税を規定している条項 (内国歳入法第八八四条 (f) (1) (B) ) では、超過利子は当該外国法人の事業年度の最後の日にあたかも一〇〇%子会社が親会社に支払った利子と同様とみなして課税される。これは超過利子が名目上の借入金に対する支払利子と擬制することで内国歳入法の国内源泉所得

の規定と抵触しないよう配慮したものであろう。その結果、支店利子税導入前にも課税されていた実際支払利子に加えて、超過利子も米国源泉所得として源泉徴収の対象となった。

### 三、支店利益税と租税条約の関連

#### (1) 対トリティーンショッピング対策

米国と租税条約を締結している国の居住者である外国法人は、当該居住地国における適格居住者 (Qualified resident) であることを条件に、租税条約の規定により支店みなし配当税及び配当に係る第二次源泉税の課税の減免を受けることができる。規定されている (内国歳入法第八八四条(e))。ここでいう適格居住者に該当しない条件とは第三国に居住する個人により株式の五〇%以上を所有されている外国法人または、外国法人の所得の五〇%以上が第三国の居住者の債務弁済のために直接、間接に使用されている場合である。この後者の規定は一九八一年USモデル第一六条に類似する規定があるが、オフショアの金融会社等が例となるもので、いわゆる導管として機能する法人の場合を指している。要約すると、トリティーンショッピングに該当する場合、支店みなし配当税又は配当の第二次源泉税のいずれかの課税を受けることになる。

#### (2) 米国の租税条約における規定

無差別取扱い条項が対米国租税条約に含まれている場合、米国の条約相手国は当該条項を根拠として支店利益税の課税を免除されると財務省は解釈している。<sup>6)</sup>そこで財務省見解で引用されている一九八一年USモデルの無差別取扱い条項についてここで検討し、同様の内容の条項を規定している租税条約が適用される場合、当該課税は免除される

ということになると解することができる。ただし、内国歳入法の条文上（第八八四条）、支店利子税に関しては租税条約との関連について規定されていない。これは支店利子税が利子の第二次源泉税に代えて導入されているように条文の構成からは窺えるが、内容が変化していることから、一九八一年USモデル、支店みなし配当税、配当に係る第二次源泉税に続いて租税条約との関連をここで検討する。

イ 一九八一年モデルの無差別取扱い条項

一九八一年USモデル第二四条三項の規定は、

「一方の締約国の企業が他方の締約国に有する恒久的施設は当該他方の締約国で同様の活動を行う企業よりも課税上不利な扱いをうけることはない（以下略）」。

ここに引用した規定はOECDモデル第二四条四項にも同様の文言の規定があり、いわゆるPE（恒久的施設）無差別といわれるものである。この内容は、同様の活動をする外国法人の支店と内国法人の事業所得の課税上の差別をなくすのがその趣旨である。しかしながら支店は外国法人の事業体の一部であり、内国法人のように法律上、経済上、独立した存在ではないだけに課税上無差別取扱原則を撤廃させると問題が生じることもある。例えば一例として、法人税率の二段階税率制度を採用している国が内国法人と同様に外国法人を取扱うという趣旨から恒久的施設にまでそれを拡大適用することの可能性の問題がある。一般に恒久的施設の所在地国は当該外国法人の配当に課税しないことから、当該所在地国は恒久的施設の所得に軽減税率を適用しないことを主張することができるが、一部の国では恒久的施設と内国法人を同様に考えて、恒久的施設の課税方法として二段階税率を適用することに賛成している国もある。<sup>1)</sup>

ここでは支店みなし配当税を認めている条約例と同税の課税に制限を置いてる。対英国条約、そして日米租税条約を検討する。

(イ) 対フランス租税条約

フランスは国内法で追い掛け課税を採用していることから、対フランス租税条約においてもその趣旨に沿った規定をおいている。

支店利益条項（同条約第一三条一項(a)）において、フランス法人が米国に恒久的施設を有し、当該法人が配当を行った事業年度の直前三事業年度の間、その総収入金額の八〇%を超える金額が当該法人の米国の恒久的施設により稼得されているときは、米国は当該法人の配当のうち米国非居住者へ支払われるものについて課税することができる。なお、無差別取扱い条項（同条約第二四条二項）の規定では第一三条は適用除外となっている。対フランス条約の規定は米国支店の利益に直接課税することではなく、本店であるフランス法人が配当するときに課税すると定めていることから、米国が旧来から実施していた配当に係る第二次源泉税の課税の規定である。

(ロ) 対英国租税条約

この租税条約では第一〇条五項において配当に対する追い掛け課税を制限する規定をおいている。したがって、英国法人が米国の事業により稼得した所得を原資として配当を行う場合、米国居住者がその配当者がその配当の受領者になる場合を除いて米国による課税はない。

(ハ) 日米租税条約

日米間には租税条約のほかに、友好通商航海条約が締結され、同条約第一一条一項に「一方の締約国の国民または……会社で当該他方の締約国の国民又は会社が負担する課徴金又は要件よりも重い課徴金又は要件を課されることはない」という内国民待遇の規定がある。また、日米租税条約第七条に通商条約における内国民待遇条項と同様の無差別取扱いの規定をおいている。本条第二項の P E 無差別の規定は既に述べた一九八一年 U S モデルの無差別取扱い条項と同様の内容である。

支店みなし配当税は米国法人を除いて外国法人にのみ課される税であるため、内国法人に課されない税を外国法人にのみ課すことは租税条約の無差別取扱いに抵触することになる。したがって、支店みなし配当税に関して、日本法人は租税条約により課税を免除されるものと解されている。米国財務省の見解もこれを肯定している。<sup>(8)</sup>

#### ハ、配当の第二次源泉税と租税条約

配当所得税に関する租税条約の規定は、株主の居住地位及び配当所得の源泉地国の双方で課税できるとするのが一般的である。株主の居住地位は自国の居住者に対する課税権を行使し、源泉地国は自国を所得の源泉地とする配当所得に源泉徴収により課税できることを通常は規定している。

配当所得に課される第二次源泉税は、外国法人の支店所在地国が支店所得を国外まで追いつけて、当該外国法人が支店の所得を原資の一部として支払う配当にまで手を延ばして課税することをいう。換言すれば、米国の国内法を外国に所在する法人の支払う配当にまで域外適用して課税することになる。そのために配当所得の源泉地国が国内源泉所得として当該配当所得に源泉徴収をすることとはその性格が異なるものである。

一九八六年税制改革法では、租税条約により配当に課される第二次源泉税課税を認めている場合、適用基準が変更

されている。ここでは米国が締結した租税条約のうち明確に配当の追い掛け課税を認めている租税条約と日米租税条約の規定を検討する。

(イ) 対フランス租税条約

この条約の配当条項（第九条三項(b)）において、同条約第一三条の支店利益と同様の規定をおいている。この規定によれば、米国内に恒久的施設を保有し、配当を支払う直前三事業年度の総収入金額の八〇%を超える金額が当該恒久的施設により稼得されている場合、当該配当は米国源泉の配当として米国が課税できるとするものである。

(ロ) 日米租税条約

同条約第一二条には、配当所得は居住地国、源泉地国の双方で課税できると定めている。また、配当所得の所得源泉については配当支払法人の居住地国に所得の源泉があると定められている。したがって、米国に支店を有する日本法人が支払う配当は、たとえ当該配当の原資の一部が米国支店の所得であっても、配当支払法人の居住地国が日本であることから当該配当の所得源泉地は日本となる。租税条約上、米国は日本居住者の米国源泉所得にのみ課税できるというのが原則であるため、租税条約において日本源泉所得となる配当に関して、米国は第二次源泉税を課すことができないと解するのが妥当であろう。

ニ、支店利子税と租税条約

支店利子税は米国支店が負担する実際支払利子および超過利子の双方に課されることは既に述べている。

(イ) 実際支払利子



日米租税条約の利子の源泉規定によれば、恒久的施設について生じた債務を基因として当該恒久的施設が負担する利子は恒久的施設所在地国の国内源泉所得である旨定めていることから、米国支店が実際に支払った利子について米国が国内源泉所得として源泉徴収することに条約上問題は生じないであろう。

(四) 超過利子

超過利子に関しては、この税が米国支店に課される税である場合、または、利子の受領者に課される税である場合の二通りの解釈できることからそれぞれについて検討を行う。

A 超過利子が米国支店に課される税である場合

超過利子は米国支店が実際に超過利子相当額を支払うのではなく、支店と同一の事業体である本店等が支払う利子を計算上米国支店に配賦したものである。その計算過程で本支店の内部取引は除かれているために、本来であれば利子の受領者は外部の資金提供者とならう。したがって超過利子に課される源泉徴収税額を負担すべき者は利子の受領者でなければならないが、当該税額を受領者に転嫁することに相当の困難が伴うことが予想される。かりに転嫁できない場合、当該利子を支払う外国法人が新たな税負担を負うことになる。この場合、支店みなし配当税と同様に租税条約に規定する規定する無差別取扱いの規定との抵触の問題が生じる。

B 利子の受領者に課される税の場合

一九八六年改正により利子の第二次源泉税が撤廃されていることから、当該課税の狙いは外国法人が外国で米国非居住者に支払う利子の源泉徴収に代えて、米国支店を源泉徴収義務者として徴税の実効性を高めることにあるのではないだろうか。したがって超過利子に関しても改正前の第二次源泉税と同様に考えて、米国支店が源泉徴収徴収義

務者であり、利子の受領者が源泉徴収税額の負担者という考えかたもできる。この場合、利子の受領者の居住地国に  
より、本来であれば個別に租税条約が適用されるものが、日本法人の米国支店が負担する超過利子については軽減税  
率の一〇%が適用される。しかしながら、利子の受領者の居住地国と米国との租税条約では利子所得免税を  
規定していることもありうる。また、米国支店が源泉徴収の段階でこれらのことを判別することは不可能に近いこ  
とである。したがって、利払いの段階で源泉徴収をしないかぎり適正な執行は難しいと言える。

(3) T C Aにおける租税条約関連事項

一九八六年税制改革法に関する技術的補正法案 (Technical Corrections Act of 1987: 以下「T C A」という。)  
の規定のうち支店利益税に関連する規定によれば、一九八六年税制改革法による改正事項は租税条約に優先して適用  
されるとしている。<sup>(9)</sup> T C Aが法案通り成立すると、支店利益税の課税は米国内法通行に行われることになる。この  
点については既に述べた F I R P T Aの先例もあることから、米国が条約遵守という国際間の信義を放棄して自国の  
税法の整合性を重視することも十分予測できることである。

(脚) 支店利益税の適用については T C A等の今後の動向により影響されることから予測が付きにくい。本論は昭和六二年一  
月末現在において収集した資料に基づいている。

(1) Cf. Joint Committee on Taxation Tax Reform Proposal: Taxation of Foreign Income and Foreign Taxpayers,  
P 138 (1985.7.18)

(2) Cf. Tax Reform Act of 1986: Conference Report P646 (1986.9.18)

(3) *ibid.*, P646

(4) *ibid.*, P647

(5) 一八八一—五によればその算定方法はつぎの通りである。

イ 外国法人の米国における事業と実質的に関連する所得等を生み出す資産の金額の課税年度中の平均金額を米ドル表示で最初に決定する。

ロ イの数値に当該法人の全負債対全資産の実際比率または固定比率（金融業九五％、その他の事業五〇％）を乗じて米国の事業に関連する負債の金額を算定する（以下「米国事業関連負債金額」という）。

ハ 第三の段階で外国法人は「支店帳簿プール方式」または「通貨別プール方式」のいずれかを選択しなければならない。

ニ 支店帳簿プール方式では、米国事業関連負債金額が支店の帳簿上の平均負債金額より少ない場合、支店の帳簿上の利率に米国事業関連負債金額を乗じた金額が米国支店の負担する支払利子となる。また逆に、米国事業関連負債金額が支店の帳簿上の平均負債金額より大きい場合、支店の帳簿上の支払利子に米国事業関連負債金額の超過額に国外の利率を乗じた金額を加算した金額が米国支店の負担する支払利子となる。

ホ 通貨別プール方式は米国支店の支払利子を通貨別に算定する方式である。この方式は米国事業関連負債金額に占める通貨別の割合を算定し、その金額に通貨別の全世界平均の実際利率を乗じて通貨別の利子を算定し、各通貨別の合計金額が米  
国支店の支払利子控除額になる。

なお、以上の計算では本支店間の内部取引の消去等が定められている。

(6) この財務省の見解が公式に認められるとすると、支店みなし配当税は米国と租税条約を締結していない国及びトリテイ  
ンシップの場合のみ適用されることとなる。(Tax Reform Act of 1986 op. cit. P650)

(7) Cf. Commentaries on the Articles of the Model Convention (OECD) 第二四条 Para 42-43

(8) 同右

(9) Cf. Congressional Record-Senate 1987. 6. 10 S7964-5

## 第五章 今後の展開

既に述べたように、米国が一九三二年にフランスと最初の租税条約を締結したときの目的は、米国企業または個人のフランスにおける課税の軽減であった。租税条約も国家間の条約であることから、両国に互恵平等ではあるが、より投資金額の多い国が租税条約の恩典を享受することになるのは自明のことである。

一九六〇年代以降、外国からの米国への投資が増大したが、米国への投資の増加が外国からの投資所得に関する米国の税収の増加と比例しない事態が生じるようになった。そのため、次第に外国法人等の非居住者に対する課税を強化する方向で米国内法の整備が行われ、国内法と租税条約が競合するようになった。しかし、一九七〇年代までは、かろうじて租税条約優先の原則が守られていたが、一九七〇年から八〇年代にかけて、国内法と租税条約の関連が問題視されるにつれて、従来等閑視されていた米国の法制度上の欠陥が露呈されるようになった。即ち、国内法が条約に優先する事態を阻止する法制度上の規制がないことである。その第一は、税法の立法において、米国議会では下院、上院と審議されるのに対し、租税条約は行政府により締結され、上院の審議のみで批准され、下院は租税条約締結に関与していない。そのため、国内法と租税条約を関連付けた議論が議会でも多く行われまいという欠陥がある。さらに第二点は、日本のように条約優先という憲法の規定がないため、条約と法律が同等であるため、国際間で合意した条約を国内法が優先して適用されることが可能なことである。

したがってこれまでの検討を通じて、米国内法が今後も租税条約に優先して適用できる旨を定めることは十分に予測できることである。そこでその対策として日本が採れるものの幾つかをここに列挙して以下検討を行う。

まず二つの状況が想定できる。第一は米国内において税法改正の動きがあり、当該改正法が施行されると租税条約に抵触することが明白な場合、即ち、改正法が法案の段階にあるとき。第二は法律として施行されてしまった場合、当該改正法が租税条約に優先することを定めているときである。第一の点については米国の主権の問題であり、当該改正法の利害関係者が米国議会等へ陳情等の活動をとることは可能であろうが、公式のレベルでは米国側から法律改正に伴う条約改訂の打診でもない限りなんらかの行動を取ることは難しい。したがって、問題は第二に絞られることになる。そこでこのような事態になった場合、想定できるいくつかの対処の方法について検討する。

- (1) 日本もなんらかの対抗立法措置を講じる。
- (2) 問題が発生した場合、速やかに議定書により租税条約を改訂する。
- (3) 現行の租税条約の改訂を行わず、行政レベルで問題を解消する。
- (4) OECD等の国際機関において国際課税のあるべき姿について報告書を作成し、国際間で合意を図る。等

まず(1)については、米国は条約と国内法が同位であり、後法優先原則により国内法により条約の適用を制限することは可能である。日本は憲法上、条約遵守が規定されているために条約に反する法律の立法は難しい状況にある。したがって、米国が租税条約の無差別取扱い条項に反して支店利益税を課税した場合であっても、日米が米国法人の日本支店に同様の課税を行うべく立法措置を取るとは租税条約に抵触するため難しいのではないだろうか。また、日本の資本が米国において利子、配当、使用料等に関して条約による軽減税率の適用を受ける等、その他の分野では租税条約がよく機能しているところへ、個別事例により両国が対立関係になることは必ずしも好ましいものではない。(2)の方法については、議会において立法された税法を租税条約を改訂することによって修正することになるため、

仮に両国の全権団が署名を終えても議会の承認を得ることが難しいのではないか。さらに、議定書の場合は議会の承認を得て批准するまでに通常相当の時間を費やすことから、問題が発生してからの機動的対処方法には適さないことが多い。

(3)については、例えばFIRPTAの場合、株式の譲渡は米租税条約第一六条の適用となるが、株式の譲渡が間接的に不動産等の所有権の移転であるならば同条約第一五条の不動産条項の適用または、第一六条の適用除外として不動産の所在地国に第一次課税権を認めることも可能である。これは租税条約のある意味では技術的解釈の問題であることから、両国の権限ある当局間の協議により解消する問題ではないだろうか。逆にいえばFIRPTA以前の米国税制にそもそも不備があったためであり、FIRPTAによる課税は原則としては妥当な内容といえよう。したがって条約の不動産の譲渡収益の所在地国課税の原則に立って判断すれば妥当な結論に到達するものと思われる。かりに権限ある当局間であらたな解釈が合意されれば、日本に所在する不動産を間接的に処分する米国居住者に対して日本が新たに課税することができるようになる。また、支店利益税のような租税条約の解釈という技術的問題以外を含むものの場合、両国の行政レベルの協議で解決することは相当に困難と思われる。しかしながら、そもその発端は国際的租税回避の濫用に手を焼いた米国が対抗的措置として行った法律の改正であり、その予期せぬ波及効果が他の租税条約にまで及んでいるともいえる。換言すれば企業の行きすぎた過度の租税回避が招いた事態とも言える。したがってトリティーンショッピングに対して課税を強化することは当然であるが、それ以外の取引については現行の租税条約を遵守するように働きかけることが必要であろう。他の方法と比較して、これは短期的に問題を解決する方法として妥当なものであろう。

(4)の問題点は第一に時間がかかること。第二に国際的合意が仮にできたとしても強制力を伴う合意かどうかの問題がある。しかしながら、OECDはすでに一九七七年に「OECDモデル租税条約」、一九七九年に「移転価格と多国籍企業」等一連の国際課税の分野において重要な提言を行っている。さらに、一九八七年に「国際的租税回避と脱税 (International Tax Avoidance and Evasion)」を公表し、タックスヘイブンを利用した租税回避と脱税の対応策を提言している。やはり長期的にはOECDのような国際機関を通じて各国が協力して国際的租税回避防止の方策を検討することが肝要である。その場合に各国の国内法による規制と租税条約による規制のバランスをどう保つかというところがやはり問題として残ることにならう。

以上いろいろと検討を行ったが、今後より以上に国際間の資本、人的交流が盛んになる一方、国家間の利害対立も激化することが予想される。その意味から、国際課税における租税条約の役割は重要性を増すことになるが、米国のように国内法の定めにより租税条約の適用を制限することができ、また、国内法が外国においても適用されるといふ、いわゆる域外適用がある場合、根本的には米国自体の法制度の問題でもあるため、原則論に終始してしまうくらいはあるが、やはり米国が国内法により租税条約の適用を制限したことをもって、国際信義に欠けると非難するだけでは問題の解決にはならないであらう。そのためにも、OECDのような国際機関において国際課税の一般原則の確立と醸成に努めるとともに、両国政府の機動的協議も必要とならう。そして、決定的な問題点が生じた場合には租税条約の改訂も必要とならう。やはり基本となるべきものは、国際間における投資環境、課税環境の安定ということであらう。